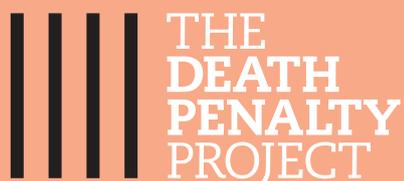
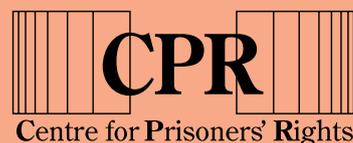


日本における 死刑制度

日本の自由権規約の下での法的遵守義務
及び世論の死刑への態度についての報告書



In association with:



謝辞

The Death Penalty Project は、デイヴィッド・T・ジョンソン氏、田鎖麻衣子氏、佐藤舞氏の本報告書への大いなる貢献及び本プロジェクトへの献身に感謝したい。また、洞察に富んだ前書きと適切な助言に対し、ロジャー・フッド氏に謝意を表したい。なお、本報告書の日本語への翻訳を一部担当していただいた千田瑛子氏と杉山尚子氏に記して感謝を申し上げたい。

本報告書は、英国外務省の Human Rights and Democracy Fund、Sigrid Rausing Trust、the Oak Foundation、the Open Society Foundation、Simons Muirhead & Burton、国連拷問犠牲者支援基金による The Death Penalty Project への助成によって可能となったものである。

目次

序文	iv
The Death Penalty Project 共同常任理事、ソール・レーフロインド、パヴェー イス・ジャバー	
序論	v
ロジャー・フッド	
第 1 部 自由権規約の下での死刑運用における日本の法的義務について 1	
田鎖麻衣子、デイビッド・T・ジョンソン、ソール・レーフロインド、パヴェー イス・ジャバー	
自由権規約の概要	2
逸脱の認められない権利	3
生命に対する権利、拷問等の禁止についての概要	4
死刑に直面する者の権利の保護を保障するセーフガード	5
生命に対する権利	5
死刑の適用範囲	7
日本の法律および実務	7
特赦又は減刑を求める権利	8
日本の法律および実務	9
拷問及び虐待等の禁止	10
自由権規約に基づく立場	10
日本の法律および実務	11
公判前の権利	13
身体的自由	13
逮捕の理由及び弁護人へのアクセス	13
日本の法律および実務	14
速やかに裁判官の面前に引致される権利	16
日本の法律および実務	17
死刑事件における公正な裁判のための最低保障	18
防御の準備のための十分な時間及び便益	19
日本の法律および実務	20
効果的な法的援助	21
日本の法律および実務	22
証拠開示	23
日本の法律および実務	23
法的援助	23
日本の法律および実務	24
上訴の権利	25
日本の法律および実務	25
結論と提言	26
第 2 部 日本国民の死刑に対する態度	29
佐藤舞	
序論	30
内閣府世論調査	30
質問形式	30

その他の補足的な質問.....	31
死刑制度を廃止、及び存置する理由.....	32
サンプル・バイアス（回答者の偏り）.....	33
「大多数の国民の支持は上昇」か？.....	35
データの利用.....	39
3つの調査の結果.....	39
調査方法.....	39
調査Ⅰの結果.....	41
調査Ⅱの結果.....	42
調査Ⅲの結果.....	47
結論.....	50
第2部の参考文献.....	50



序文

日本は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）を、1979年に批准した。すなわち、35年近くにわたり日本は、自由権規約で規定されている権利を尊重し、また権利が侵害されたあるいは侵害されるおそれのある市民に対して効果的な救済を行う義務がある。日本における死刑の適用は、死刑が存在している全ての国々が守るべき最低基準を定めた自由権規約及びその他の国際基準によって厳しく制限されている。

日本における死刑制度の存置自体が自由権規約に反するわけではない。しかし同規約は、死刑制度廃止が全批准国にとっての最終的な目的であることを想定している。自由権規約を批准した以上、日本には、死刑廃止に向けて、死刑執行を漸次制限するように国内法及び措置を拡大していく義務がある。

日本政府は、世論による死刑支持を主な理由として、死刑制度の廃止を求める要求に抵抗してきた。しかし日本政府のこの主張は、自由権規約及びその他の国際基準に従い死刑制度を制限していく必要性と関係がなく、また自由権規約の第6条6項に定められている「死刑の廃止を遅らせ、又は妨げるために援用されてはならない」という規定による日本の義務とも関係がない。

本報告書は、The Death Penalty Projectの委託により、自由権規約の下で死刑に関わる日本の法的義務を精査するとともに、この問題に関係する課題として死刑に対する日本国民の態度に関して検討を加えている。

死刑に対する国民の態度を的確に理解することは、もちろん必要なことである。本報告書では、内閣府による世論調査の結果に関して批判的な検討を行うとともに、死刑に関する別の世論調査に基づいて、死刑制度に対する日本国民の支持は、実は政府の主張ほど高くも強固でもないことを示した。自由権規約と拘束力のある国際規約の下、死刑に関わる義務に日本が従っているのか、また死刑に直面する者たちの権利の保障が死刑に関わる法律と適用によって担保されているのか、いずれも適切な評価が必要となる。本報告書は、死刑囚を含む日本国民に約束されている権利と死刑制度の運用実態の間に大きな乖離が存在することを明らかにしている。

本報告書が、日本における死刑制度に関する理解を促し、また死刑制度に関する議論に関与している政策立案者や人々にとっての指針となることを願うものである。

The Death Penalty Project 共同常任理事

ソール・レーフロインド

パヴェーイス・ジャバー

2013年2月

序論

ロジャー・フッド¹

本報告書は、現在の日本において死刑制度が遵守されている手続き及び状態を改善しようとしている人々や、また最終的な死刑廃止を支持する人々にとって、非常に重要で大いに興味深いものであろう。

本報告書は、政府関係者だけでなくより幅広い層の読者に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約；国連総会本会議で1966年採択：日本は1979年に批准）及び「死刑に直面する者の権利の保護の保障に関するセーフガード」（1984年に国連において満場一致で採択、1989年と1996年に条項追加）の下で規定された順守されるべき日本の義務についての情報提供を目的としている。

日本は、自由権規約を留保なしに批准している。第6条第2項は死刑を禁止してはいないものの、死刑存置国における死刑の適用範囲を「最も重大な犯罪」に限定している。また同条項は、公正裁判、再審手続き、特赦・減刑の権利、死刑囚の人道的な取扱いなどによって、意志的に生命を奪われないよう保護する基準を定めている（第6条第1項）。日本がこの中の複数の基準の適用を否定し続け、第7条の「残酷、非人道的もしくは品位を傷つける取扱い」の禁止に反していることが、この報告書で明かにされている。さらに日本は、第6条第6項の「この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない」というように6条に内在する主張である死刑廃止を目指すことを無視し続けている。日本の自由権規約に対する姿勢の根底にあるものは、死刑が刑罰として残るかどうか、又は合憲と認められるかどうかは日本国内の刑事政策の問題であり、世論調査による国民の意向を考慮して政府が決定するべきであるという長年の主張である。

本報告書は、上記の二つの主張に答えるものである。すなわち第一に、日本は批准している条約の義務を回避することができないということ、第二に、国民の大多数が死刑を必要と考えており死刑廃止を受け入れないという主張は、疑わしくかつ誇張されたものであり、またそれは死刑制度に係る政策の秘密主義が生み出した結果であるということである。2007年12月の国連総会で、日本が反対票を投じた死刑執行停止決議が採択されたことを受けて、日本政府は2008年初めに死刑存置を主張する57ヶ国とともに国連事務総長に口上書を提出した。その中で、「死刑廃止に関して国際的なコンセンサスは存在せず」、また死刑は「まずもって刑事政策の問題であり、最も重大な犯罪に対する抑止力となっている」として同決議への反対を表明している。日本は2008年、2010年及び2012年に死刑執行停止決議が再度提出された際も反対票を投じたが、2008年及び2010年の投票後に提出された決議反対の口上書には参加しておらず、また2012年の決議を受けて2013年春に提出されるであろう口上書にも参加しないことが望まれている。2008年に15人の死刑が執行されたのをピークに死刑執行数は減少し、また法務大臣の頻繁な交代の影響で死刑執行数が不規則となった中、規約人権委員会の決定及び裁定や海外の最高裁判所及び違憲審査裁判所の判決に答えるために、自由権規約や国連のセーフガードへの対応を含めて、死刑制度やその執行方法に関してより開かれた議論が行われるようになった。

¹ オックスフォード大学犯罪学名誉教授、オールソールズカレッジフェロー。

それゆえ、本報告書はきわめて適切な時期に公表されるといえる。報告書では、上記の義務が日本でどの程度認識され順守されているかが検証されている。人権法及び国際人権基準の専門家によってなされた本報告書は、この議論に関与する者にとって非常に有意義なものとなるであろう。

本報告書の第2部では、日本政府がしばしば死刑存置を正当化する時に用いる議論、すなわち国民の大多数が死刑を支持しており、民主主義国家は国民の刑法への信頼と支持を維持するために世論を無視することはできない、とする主張を検証する。この主張は、国民の意見や信条に関する日本政府による独自の調査に依拠するものである。佐藤舞氏は、非常に優れた独自の世論調査に基づき、国の世論調査が国民全体の意見を反映したものであるとする政府の解釈には深刻な欠陥があると主張する。さらに、佐藤氏の調査結果は、死刑廃止反対論者の意見が、政府が主張するほど熟考されたものではなく、かつ十分に可変性をもつものであることを示している。死刑制度が実際にどのように機能しているかについてより多くの情報を提供しその透明性を高めること、また死刑執行率が殺人事件発生率を少しでも抑えるのかどうかを検証した学術的に信憑性のある実証研究に基づく確かな証拠を提示することによって、より正確な国民の死刑への態度が浮かび上がってくる。その場合における国民の死刑支持の水準は、日本政府が世論を導きあらゆる状況における全犯罪について死刑を恒久的に禁止している大多数の先進民主主義国に自信をもって仲間入りすることができるものである。死刑が廃止されれば、死刑制度が無い社会に育つ新しい世代の大多数は、死刑を単に過去の残忍な行為の一つとみなすようになることを、歴史的経験が示している。

以上から、本報告書で示される根拠は自由権規約及び国際連合への加盟の下で守るべき国際的合意による基準を日本が満たさない限り、死刑を執行するべきではないことを意味している。この主題について、四半世紀にわたって詳細な研究を行ってきた末に私がたどり着いた結論は、既存のあるいは新しい死刑制度がどのように運用されようとも、死刑制度は必然的に人権（具体的には恣意的に生命を剥奪されない権利及び残酷、非人道的かつ品位を傷つける刑罰を受けない権利）を侵害するということである。従って、日本の死刑運用について公正さや人道性を確保する改善が早急に実施される必要はあるが、基本的人権の侵害から囚人を真に守るためには、死刑の完全廃止以外に方法はないのである。

第1部

自由権規約の下での死刑運用における
日本の法的義務について

田鎖 麻衣子
デイビッド・T・ジョンソン
ソール・レーフロインド
パヴェーイス・ジャバー

自由権規約の概要

今日の国際社会の人権への関心は国際連合の設立、さらに具体的には1948年の国際連合総会での世界人権宣言採択にさかのぼる。国際社会が地域レベルそして国際レベルで人権に関する様々な条約や規約を協議し採択してきたことは、世界人権宣言に示された原理と理想が、ある程度発展してきた証であるといえる。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）²は、世界で初めての普遍的な人権法律文書である。自由権規約は採択後10年経ってから発効され、日本は1979年6月21日に批准書を寄託している。

締約国には、管轄下にある個人に与えられた権利が尊重されるよう、その国家の法律において具体的な救済措置を確保することが義務付けられている。自由権規約の第2条は下記のように定めている。

1. この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。
2. この規約の各締約国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する。
3. この規約の各締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。
 - (b) 救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること。
 - (c) 救済措置が与えられる場合に権限のある機関によって執行されることを確保すること。

上記の規定は国内の裁判所であれ規約人権委員会³であれ、この規約の解釈について述べるものであり、ここから多くの要点が導き出される。

- i. 又は合法的滞在者だけではなく、全ての人々の人権が保護されるべきである。なぜならそれは憲法上の権利ではなく、人間としての権利であるからである。不法滞在者であっても、その人権は保護されるべきである。
- ii. 各締約国の司法管轄下にある個人は、その国の主権の及ぶ知域内にいるかどうかにかかわらず人権を保持するというのが規約人権委員会の見解であり欧州人権裁判所の確立した判例でもある⁴。

² 市民的及び政治的権利に関する国際規約、(1976) 999 UNTS 171

³ これらの多くは2004年5月に採択された一般的意見31から導き出される。

参照 URL: <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN>.

⁴ 「かかる原則は、国外で活動する締約国の軍による実効的支配にも適用され、かかる権力的または実効的支配がいかなる形で得られたのか—例えば、国際的な平和維持や平和強制活動に派遣された締約国の軍—に関係なく、適用される。」（一般的意見31、パラグラフ10）

- iii. 各締約国内の全ての機関すなわち行政、司法及び国家、連邦、地方機関がこれらの人権を尊重しなければならない。締約国は、国家から独立した機関が規約違反を行っているとして、国家としての義務から逃れることは許されない。
- iv. 権利の適用においていかなる差別もあってはならない。これは単に国民か外国人かという点だけではなく、性別、人種、社会的地位に基づく異なった取扱いを指すものである。これらの用語は、社会が複雑化するにつれ、さらに広い意味を持つことになる。
- v. 条約上の権利を保護する法律が制定されていない国においては、これを行うことは義務である。
- vi. 各締約国の法的措置と規約にずれが生じた場合、それぞれの憲法上の慣習に基づいて裁判官は新しい法解釈を行うか、不適合な法律を無効とするか、又は規約に適合するように法律を改訂する必要があると宣言することで、ずれを解消することができる。もっとも望ましくないのは、問題となっている権利を保護できていないという事実に関心であることである。

これらの原則は人権法の根幹をなすものであり、各締約国が各々の法的制度にこれらの規約を取り入れることで生じる義務を示している。自由権規約の権利と原則をどのように法律に取り入れるかという点では国家にかなりの裁量権がある。ある国では特別の立法措置をとらずに国際規約がそのまま国内法に組み込まれ、ある国では国内法の明文によって妨げられない限りにおいて尊重されるものとみされる。

しかしながら各締約国には、権利を尊重し、かつ、その権利が過去あるいは現在侵害され、場合によっては未来において侵害される場合に、効果的な救済措置を与えることが義務付けられている。したがって、現段階ではまだ国内法上、これらの人権が保護されていないというのは、自由権規約への妥当な返答とはいえない。国家は、規約に適合しない法律や実務と、規約上の権利との間にある隔たりを規約の受け入れあるいは国内法化によって埋めていくべきである。

逸脱の認められない権利

自由権規約に含まれる権利はすべて同じ重要性をもつわけではない。しかし、いくつかの権利については、戦時または国家の非常事態においても例外なく違反は許されない。第4条は下記のように定めている。

1. 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。
2. 一の規定は、第六条、第七条、第八条1及び2、第十一条、第十五条、第十六条並びに第十八条の規定に違反することを許すものではない。

第6条（生命に対する権利）、第7条（拷問又は非人道的な刑罰の禁止）、第8

条（奴隷及び強制労働の禁止）、第 11 条（契約上の義務不履行による拘禁の禁止）、第 15 条（遡及処罰の禁止）、第 16 条（人として認められる権利）及び第 18 条（思想・良心及び宗教の自由）については、どのような例外も認められずこれに違反することは許されない。これらの条項は常に尊重されなければならないが、なにをもって違反とするかは状況によって異なる。その他の権利、例えば第 9 条（身体的自由と逮捕抑留の要件）などは、国家の非常事態においては違反する措置をとることができるが、それは真に必要とされる場合においてのみであり、他の国際的な義務に照らし許容される場合に限られ、また、差別を含んではならない。

生命に対する権利、拷問等の禁止についての概要

生存権と拷問を受けない権利はどちらも、戦時又は国家の非常事態においても例外の認められない権利である。この 2 つの権利があいまって、国家による致死的な実力の行使には制限がかけられ、死刑の適用も対象となる。第 6 条は下記のように定めている。

1. すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。
2. 死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる。
3. 生命の剥奪が集団殺害犯罪を構成する場合には、この条のいかなる規定も、この規約の締約国が集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に基づいて負う義務を方法のいかなるかを問わず免れることを許すものではないと了解する。
4. 死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑はすべての場合に与えることができる。
5. 死刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。
6. この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。

生命に対する権利は法律によって守られなければならない。生命の剥奪が合法となりうる状況については、法律で明確に規定されねばならず、これは、殺人、正当防衛、犯罪回避又は暴動鎮圧のための適切な実力の行使、あるいは深刻な犯罪に対する死刑の適用に関する法についてもあてはまる。

生命の剥奪は恣意的であってはならない。したがって、死をもたらすような有形力や刑罰の行使は、明確でわかりやすく、かつ自由権規約の他の条項に反しない原則によって、厳格に限定されるべきである。

国家が自由権規約に加入した後、既存の死刑制度を一定期間存置すること自体は

違反ではない。しかし、自由権規約への加入は、選択議定書を批准ができる程度に至った場合の死刑廃止に向け、締約国が姿勢を変化させていくことを示唆している。それまでの間、死刑の適用は、自由権規約によって厳しく制限される。

死刑に直面する者の権利の保護を保障するセーフガード

自由権規約の第6条に示される死刑への制限は、死刑に直面する者の権利の保護の保障に関するセーフガード（以下「セーフガード」）に反映され、かつさらに発展して具体化されており、これに「いまだ死刑を科している国が適用すべき最低基準が列挙されている。」⁵

セーフガードは1984年、国連経済社会理事会決議1984/50⁶により採択された。1989年に経済社会理事会は、これらの内容をさらに発展させ、とりわけ死刑の宣告及び執行に年齢の上限を設けることと、知的障がい者を死刑から保護する対象に加えることを勧告した⁷。国連経済社会理事決議1996/15は、死刑制度を廃止していない加盟国に対し「死刑に直面する者の権利の保護を保障するセーフガードを効果的に適用すること」を要求している⁸。このセーフガードの重要性は、2005年の国連人権委員会⁹さらに国連総会決議62/149及び63/168において、再確認されている。

日本を含むすべての国は、死刑に適用される一般原則とみなされるべきセーフガードに定められた国際基準の制約を受けている¹⁰。

生命に対する権利

自由権規約第6条第2項は次のように定めている。

死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる。（下線加筆）

生命に対する権利の例外ではあるが、自由権規約第6条は死刑の適用及び執行について多くの保護条項を規定している。死刑は最も重大な犯罪についてのみ科することができるが、厳密な手続的規則が尊重されねばならず、また18歳未満の者に科してはならず、妊娠中の女子に執行してはならない。

⁵ 「死刑および死刑に直面する者の権利の保護を保障するセーフガードの実行—事務総長報告書」（U.N. Doc. E/2010/10, 33 頁）

⁶ 「死刑に直面する者の権利の保護を保障するセーフガード」 経済社会理事会決議1984/50, U.N.Doc.E/1984/84(国連総会決議39/118により承認)

⁷ 「死刑に直面する者の権利の保護を保障するセーフガードの履行に関する決議」 経済社会理事会決議1989/64 パラグラフ1(d)

⁸ 経済社会理事会決議1996/15（1996年7月23日採択）パラグラフ2

⁹ 国連人権委員会決議2005/59（2005年4月20日採択）

¹⁰ 前記注4の国連事務総長報告書55頁を参照。

第6条第6項は、さらに死刑制度の現状を踏まえつつ、最終的な廃止を前提とする。

この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。

ウィリアム・A・シャバス教授は、国連総会の第三委員会¹¹において自由権規約の草案が協議された際に、3つの「死刑廃止への重要な言及」が加えられたと述べている。すなわち第6条第2項は「死刑廃止国の存在を示すだけでなく、刑事法が進むべき方向性を示したものである。そして第6条第6項は「締約国の目標を設定している。準備作業からは、これらの変更が規約に完全な死刑廃止の立場を含めようとする努力の直接的な成果であることがうかがえる。これらは死刑廃止という理想と、締約国が自国の刑事法を死刑廃止に向けて漸進的に発展させていく役割を担うという意図の表れである。」¹²

ロジャー・フッド教授もまた、第6条第2項における生命に対する権利への例外は、時代の産物であって、死刑廃止を最終目標とする第6条第6項と合わせて読めば、決して死刑制度の存置を恒久的に正当化するものではないと主張している。草案が作られたのは、当時まだ死刑廃止国が少数派であった1957年のことであり、第6条は妥協の産物であった。合意にこぎつけるためには、まだ死刑を廃止していない国々のために第6条第2項で存置を認めざるをえなかったのである。

国連総会は1971年に、死刑制度の廃止の見通しのもとに漸進的に死刑を制限することを承認した。さらに規約人権委員会は、自由権規約第6条についての一般的意見の中で、次のように述べている。本条はまた、廃止が望ましいことを強く示唆する文言で一般的に[死刑]廃止に言及する。委員会は、[死刑]廃止のあらゆる措置が第40条の意味における生命に対する権利の享受についての進歩と考えられるべき…と結論する¹³。」

第6条からは、以下のような死刑への制限が導き出される。

- i. 死刑は最も重大な犯罪にのみ科され、また存置が可能であることは最終的な廃止を遅らせ又は妨げるものであってはならない。
- ii. 権限のある裁判所のみが、犯行時、死刑適用に値するものであった行為について死刑判決を言い渡すことができる。
- iii. 死刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。
- iv. 死刑の執行に先立ち、特赦又は減刑を求める権利が与えられなければならない(第6条第4項に関する○頁の記述を参照)。

規約人権委員会の先例は、どのような場合に死刑及びその他の生命の剥奪が自由権規約の他の条項に反するのかを定めている。これには、公正な裁判を受ける権利に関する規定の違反、また死刑の適用が非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いとみなされる場合が含まれる。これらの条項は、相互に切り離され独立した規定として読まれるべきではない。自由権規約にも地域条約にも、無条件で死刑を廃止す

¹¹ 国連総会第三委員会は、1957年11月13日から同月26日までの間に12回の会合を持った。

¹² William A. Schabas, *The Abolition of the Death Penalty in International Law*, 3rd ed., Cambridge University Press, 2002, 70頁

¹³ 規約6条に関する一般的意見(1982年7月27日採択)

る選択議定書がある。前述の通り、国際人権学者たちはこれらが進むべき方向を示すものであるとの解釈で一致している。すなわち、死刑が最終的に廃止されるまでの間、死刑の適用は制限されるべきであるというものである。

死刑存置が許容されている状況では、死刑の適用そのものが残虐あるいは異常な刑罰、拷問、又は非人道的な扱いや刑罰となるわけではない。しかしながら、自由権規約の他の条項に反する状況での死刑適用は、恣意的な生存権の侵害となりうる。さしあたって特に重要となるのは、公正な裁判を受ける権利と拷問の禁止である。

死刑の適用範囲

自由権規約の第6条第2項は、死刑適用を「最も重大な犯罪」に制限している。死刑に直面する者の権利の保護を保障するセーフガード¹⁴の第1は、死刑を「人の死又は非常に深刻な結果をもたらした故意による犯罪」にのみ適用するべきだと強調している。

規約人権委員会による最近の事例によれば、「最も重大な犯罪」は可能な限り厳密に解釈されるべきである。死刑廃止が実現するまでの間の死刑適用は、意図的な殺人という最も重大な犯罪にのみ科されるべきであり、かつ、そうした犯罪に対して必要的に科されてはならないという有力な議論がある。委員会は、薬物犯罪や経済犯罪などの人の死という結果を伴わない犯罪に死刑を適用することは規約に反しており、死刑は適用されるべきではないとしている。フッド教授は、「最も重大な犯罪」の曖昧な定義を明確にし現代社会に実効性を持たせるには、セーフガードの第1を「死刑の適用は故意による、かつ最も凶悪な殺人に限り、かつその場合も自動的に適用されない」と修正し、死刑の適用を制限すべきだと主張する¹⁵。

日本の法律および実務

日本では、2012年現在、死刑の適用が可能な犯罪が19種類あるが、このうち、以下の7つの犯罪は、法律上、人の死という結果を伴わなくとも、死刑の適用が可能である¹⁶。

- ▶ 内乱罪（刑法77条）
- ▶ 外患誘致罪（刑法81条）
- ▶ 外患援助罪（刑法82条）
- ▶ 現住建造物等放火罪（刑法108条）
- ▶ 激発物破裂罪（刑法117条）
- ▶ 現住建造物等浸害罪（刑法119条）
- ▶ 爆発物使用罪（爆発物取締罰則1条）

さらに上記のうち、外患誘致罪は、死刑の適用が義務的とされている。

もともと内乱罪、外患誘致罪、外患援助罪については適用されたことがなく、またその他の犯罪についても、死亡者が出なかった場合、実務上、死刑は適用されない。しかし、日本は、規約人権委員会から、死刑の適用が可能な犯罪の数を減らすよう、繰り返し勧告を受けているにもかかわらず、死刑適用犯罪数を減らすための

¹⁴ 前記注5参照

¹⁵ Roger Hood, "Statement to the International Commission against the Death Penalty"(2010年10月)参照。

¹⁶ それ以外の12罪は殺人あるいは人の死の結果を伴う犯罪行為を含んでいる。

措置はまったくとっていない。故意による殺害を伴わない犯罪に対して死刑を適用することは、規約第6条第2項の下での義務に適合しないものであり、かつ、死刑を「もっとも重大な犯罪」に制限するセーフガード第1にも反するものである。

特赦又は減刑を求める権利

第6条第4項は次のように定めている。

死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑はすべての場合に与えることができる。

セーフガードの第7も同様のことを強調している。

死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。特赦又は減刑はすべての死刑事件において与えることができる。

上記のように国際法は特赦又は減刑を求める「権利」を保障しているが、これが実効性あるものとなるためには、締約国がすべての事件について恩赦の検討を適切に行うための効果的な手段をとる義務を負う。恩赦等に関する手続きが継続中の場合には、いかなる者についても死刑を執行してはならない。この原則は、「恩赦あるいは減刑に関する訴えあるいは手続きが係属中の場合には、死刑を執行をしてはならない」というセーフガードの第8から導き出される。恩赦の出願・上申は常に死刑執行の停止の根拠となる。

近年、カリブ海諸国について、同地域の各国の裁判所並びに地域条約機関の双方において、大赦、特赦又は減刑を求める権利が慎重に検討されてきた。

米州人権条約の第4条第6項は、自由権規約の第6条第4項と非常に似た内容になっている。

死刑判決を受けたいかなる者も大赦、特赦又は減刑を求める権利をもち、またそれらはすべての場合に与えることができる。

米州人権委員会は多くの死刑事例において、米州人権条約第4条第6項の影響を検討してきた。Desmond McKenzie 他 対 Jamaica 事件¹⁷で同委員会は、恩赦の手続きは、死刑確定者にその過程に参加する効果的かつ適切な機会を保障しなければならないとした。

「委員会の見解では、大赦、特赦又は減刑を求める権利は、権利が効果的に尊重され、かつ享受されるために、死刑確定者に対する一定の最低限度の手続き的保障を含むものである。この最低保障には、権限のある裁判所がいつ当該死刑確定者の事件を審理するのかわ知らされる権利、自らあるいは弁護士による陳述を行う権利、自己の死刑執行に先立ち、合理的な時間的余裕をもって決定を受け取る権利などが含まれる。」¹⁸

画期的な判決となった Neville Lewis 他 対 ジャマイカ司法長官事件¹⁹で、英枢密院は、ジャマイカ恩赦委員会（誰が死刑を執行され、あるいは恩赦を与えられるかを最終的に決する機関）の手続きにおいて、公正こそが最も根本的な要請であると判断し、ジャマイカの国際人権上の義務と合致する憲法解釈のアプローチを採用し

¹⁷ Inter-American Commission on Human Rights, Case 12.023, Report 41/00, 13 April 2000.

¹⁸ 前記注16の報告書のパラグラフ228を参照。

¹⁹ [2001]2 AC 50

た。

「ジャマイカは米州人権条約を批准している。国家は、この様な条約のもとで締約国として負う義務と合致するよう、できる限り国内法を解釈するべきだという考え方は十分に確立されている。」²⁰

米州人権条約第4条第6項に基づくジャマイカの義務を踏まえた上で、枢密院は次のように判断した。

「国家の国際的な義務は、恩赦の権限が公正かつ適切な手続きにより行使されるべきであり、かつ、そのために司法審査に服するというを示す指針であると思われる。」²¹

Neville Lewis 他 対ジャマイカ司法長官事件における決定は、死刑確定者に対する死刑執行を行うか否かという重大な決断を下す公的機関は、公正さの基本原則を順守しなければならないという原則を確立し、かつ適用している。自由権規約の第6条第4項の下で適用される基準がこれと異なるとする理由は何一つなく、したがって自由権規約締約国は、死刑確定者に十分かつ効果的な恩赦の手続きが提供されるよう確保するための措置を講じなければならない。その決断に一人一人の生死がかかっている以上、国内法において、すべての場合に適切な恩赦の検討が行われるよう適切に機能し、透明性のある、公正な制度を規定することが求められる。

日本の法律および実務

日本国憲法73条は、内閣が大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すると定める。これを受け、恩赦法により、「特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権は、中央更生保護審査会の申出があつた者に対してこれを行う」ものとされている。

さらに、恩赦法施行規則が手続を規定しており、刑事施設に収容されている者が恩赦の出願をした場合には、その刑事施設の長が、意見を付して中央更生保護審査会に恩赦の上申を行う。つまり、刑事施設に収容されている者が、直接、中央更生保護審査会に対して恩赦の上申を行うことはできない。

死刑確定者に対しても、かつては減刑がなされたことがあった。しかし、37年以上前の1975年6月、石井健治郎氏が死刑から無期懲役に減刑されたのを最後に、死刑確定者に対する恩赦は一切なされていない。

これは、日本の死刑制度においては、恩赦はまったく機能していないということを示している。また同時に、多くの死刑確定者が、死刑執行の恐怖が続く中、何年もの年月を過ごしているということでもある。2013年1月現在、日本には135名の死刑確定者が存在し、そのうち4名がそうした状況を30年以上にわたって余儀なくされてきた（死刑確定者処遇の詳細については次章を参照のこと）。

法律的には、日本の恩赦申請の審査において効果的な手続きが欠けているという事実は、自由権規約の6条4項あるいはセーフガードの第7のもとでの義務に適合しないものである。そして実際問題として、1975年以降、一件の恩赦事例もないという事実は、死刑に関しては、日本では恩赦制度は消滅しているということを示し

²⁰ 前記注18の文書のパラグラフ78Fを参照。

²¹ 前記注18の文書のパラグラフ79Bを参照。

ている。

拷問及び虐待等の禁止

自由権規約に基づく立場

拷問を受けない権利は、例外の認められない権利である。自由権規約第7条は、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を禁止している。自由な同意なしに科学的実験を受けさせることも同条により禁じられる。

また刑罰については、自由権規約の第10条にも留意する必要がある。

1. 自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。
2. (a) 被告人は、例外的な事情がある場合を除くほか有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別個の取扱いを受ける。
- (b) 少年の被告人は、成人とは分離されるものとし、できる限り速やかに裁判に付される。
3. 行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。少年の犯罪者は、成人とは分離されるものとし、その年齢及び法的地位に相応する取扱いを受ける。

被告人が、最高レベルの手続き基準を適用する裁判所において死刑に直面し、あるいは死刑判決を下された場合であっても、勾留中又は判決後の取扱いが、人間の尊厳を傷つけるものであり、あるいは非人道的取扱いとみなされることもある。そういった取扱いは単に自由権規約への違反であるだけでなく、死刑判決の有効性を妨げることにもなる。第6条を順守するためには、いかなる生命の剥奪も「規約の他の条項」に適合していることが必要である。

この点に関する規約人権委員会の一般的意見は1992年²²に出され、多少なりとも時代とは合わなくなっている。しかしながら、この一般的意見は、それ以降の判例法（特に欧州人権裁判所²³の）とあいまって、非人道的な取扱いとは、意図的であるか否かにかかわらず著しい苦痛が引き起こされる状況を示している。残虐な取扱いもまた同様であり、品位を傷つける取扱いとは不当な屈辱を受け尊厳を奪われる状況のことである。死刑、拘禁、裁判中の身体拘束などはすべて、屈辱を与えたり品位を傷つける可能性のある行為であるが、拘禁と刑罰における取扱いが適法な行為を超えて屈辱を与える目的でなされ、あるいは客観的正当性がないのに屈辱を与えるものであれば、それはこの規範への違反にほかならない。

セーフガードの第9は、死刑の執行に際して「被執行者に与える苦痛を可能な限り最小限に抑えなければならない」としている。この要請は死刑の判決後に関するものである。死刑確定者の拘禁状態に関して問題が生ずる可能性があり、規約人権

²² 一般的意見20（1992年）

²³ 例えば、Peers 対ギリシャ事件（2001年）およびその後のさらなる事例として Dougoz 対ギリシャ事件、Kalashnikov 対ロシア、Onofriou 対キプロス（2010年）の欧州人権裁判所判決を参照。

委員会は、とりわけ面会及び通信の不当な制限²⁴、居室の狭さ、適切な食事と運動の欠如並びに居室外で過ごす時間の不足を含む、劣悪な拘禁環境について懸念を示している。拷問禁止委員会は死刑を科された者の拘禁状態の問題に言及し、過度に長期間に及ぶ拘禁によって引き起こされる著しい精神的苦痛は、残虐、非人道的かつ品位を傷つける取扱になりうるとしている。²⁵

国連経済社会理事会決議 1996/15 は死刑を執行する可能性のある加盟国に対し、死刑を科された者の苦痛を最小限とし、かつそのような苦痛が悪化することを防ぐために、「国連の被拘禁者処遇最低基準規則を効果的に適用するよう」要請した。²⁶

日本の法律および実務

以下に示す7つの項目は、日本の法及び実務のなかで、拷問その他の虐待と最も関連性のある内容をまとめたものである。

1. 2007年に施行された刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律は、死刑確定者は単独室に収容され、他の被収容者とも昼夜にわたり隔離されることを規定している。この法律上、他の死刑確定者と接触することが同法第32条第1項に「死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする」と規定された処遇の原則に照らして有益と認められる場合には、他の死刑確定者との接触も可能とされている。しかし実際には、法務省は、こうした相互接触は許されていないことを認めている。
2. 外部の人々との交流（外部交通）は厳しく制限されている。死刑確定者が外部交通を認められる人の人数は3名ないし5名に制限されており、文通が許可されている相手方であっても、必ずしも面会は認められない。

死刑確定者とその弁護人との間の面会は、通常、看守による立会が付く。しかし、2012年1月27日、広島高等裁判所は、再審請求事件の弁護人と立会なしに面会することは「死刑確定者の正当な利益」であると認定し、特別な事情がない限り、看守による立会は認められるべきではないとした。政府はこの判決に対して最高裁判所に上告し、事件は現在なお係属中である。現在のところ、死刑確定者と弁護人との面会に看守が立ち会うことは、実務上通常に行われている。

3. 法務省は、こうした制限的な運用を行うのは、同法32条に規定されているように、死刑確定者の「心情の安定」を維持する必要があるためだと主張する。法務省はまた、「心情の安定」の維持派、死刑確定者の権利を制約するための原理として解釈されてはならず、死刑確定者に援助するためのものとして解釈されるべきだとも述べる。しかし、実際には、「心情の安定」という文言は、常に死刑確定者の権利、特に外部交通の権利を制限するものとして使われている。
4. 日本では、死刑確定者は死刑執行の直前（通常は僅か1～2時間前）まで、

²⁴ 規約人権委員会による日本政府報告書審査の総括所見（1998年11月）パラグラフ21（CCPR/CO/8

²⁵ 注4記載の国連事務総長報告書54頁を参照。

²⁶ 注7記載の経済社会理事会決議のパラグラフ7を参照。

その日にちを知らされない。さらに、少数の拘置幹部、検察官、検察事務官以外は執行に立ち会うことができない。したがって、死刑執行に対する独立した立場からの監督はなされず、残虐性や過度な苦痛が生じていないか否かを監視する機会もほぼ存在しない。また、こうした密行主義のため、日本の国民は自国の死刑の現実について、ほとんど情報を与えられていない（より詳細には、本報告書第2部の日本の死刑に対する世論について参照されたい）。

5. 日本の死刑確定者に対して行われている厳格な隔離処遇のため、死刑確定者の間では精神障害が珍しくない（ただし、政府の密行主義のため精神障害のある死刑確定者の正確な数は不明である）。日本には、心神喪失の状態にある死刑確定者の執行を禁じる規定があるが、死刑確定者の精神状態を鑑別する独立したメカニズムは存在しないため、この規定は殆ど実効性がない。アムネスティ・インターナショナルが2009年に報告したように、日本は、精神障害のある死刑確定者の執行を防ぎ得ておらず、かつ、精神疾患を抱える死刑確定者に適切な医療を提供してもおらず、よって、自国の刑事訴訟法の重要な条文に違反しているばかりでなく、国連経済社会理事会決議1984/50のセーフガード第3にも違反している。²⁷

日本では、絞首刑が唯一の死刑執行方法とされており、日本政府は、絞首刑の方法が1873年以来、基本的に変っていないことを認めている。絞首刑によってどのような事態が生じるのかについては、それを実際に知る者（一握りの官僚）が減多に語ろうとしないため、殆ど知られていない。しかし、1883年に、ある女性死刑確定者が絞首刑にされた際、その頭部が、胴体からほぼ引きちぎれる状態になったという事実がある。2011年、放火及び殺人の罪で起訴され死刑判決を受けた高見直被告人の弁護団は、絞首刑は日本国憲法によって禁じられている残虐な刑罰にあると主張して、絞首刑合憲性を争った。この事件では、死刑執行に立ち会った経験のある元検察官と、オーストリアの法医学者の2名の専門家が絞首刑の実際について証言した。元検察官（土本武司氏。彼は基本的に死刑を支持している）は、「率直なところ、絞首刑の残虐性は耐え難い」と証言し、法医学者（ヴァルテル・ラブル博士）は、自身の広範に渡る調査結果に基づき、絞首刑は残虐だと証言した。しかし、最終的に、大阪地方裁判所は、絞首刑は日本国憲法第36条（「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」と規定する）に違反しないと結論付けた。その理由は、絞首刑の際のある程度の苦痛は「甘受されなければならない」というものであった。しかしながら、これは被執行者の苦痛を最小限に留めるよう求めるセーフガードの第9に適合しない。一橋大学の本庄武准教授は、この判決は「残虐さも許容される」という考え方に基づくものだと指摘する²⁸。高見被告人の弁護団は判決に対して控訴している。

日本では、死刑確定者の拘禁環境、死刑確定者が執行までに過ごす期間の長さ、死刑確定者の処遇、そして精神障害のある死刑確定者に対する適切な医療がなく、これらは規約第7条及び第10条第1項に違反すると同時に、セーフガードの第3及び第9、さらに経済社会理事会決議1996/15による付加されたセーフガード第7に違反している。

²⁷ Amnesty International, "Hanging by a Thread: Mental Health and the Death Penalty in Japan", September 2009 (ASA 22/005/2009), pp.1-93.

²⁸ 堀川恵子「絞首刑は残虐か」、「世界」825号（2012年1月）63～72頁及び827号（2012年2月）122～131頁における引用。

公判前の権利

身体の自由

身体の自由は国際法・国内法の双方における基本的権利である。それは全ての国際人権文書（世界人権宣言第3条、自由権規約第9条、米州人権条約第7条及び欧州人権条約第5条）に記されており、イギリス連邦諸国のすべての憲法で保障されている。身体の自由の目的は個人を恣意的拘禁から守ることであり、拘禁されない権利というものは存在しない。その意味で恣意的拘禁の禁止はそのまま、いかなる拘禁も国内法及び国際法の双方の基準に従う必要があるということの意味する。それゆえ国際人権機関は、拘禁が恣意的であるかどうかの最終判断は国際機関そのものが行うべきであると主張している。

自由権規約第9条には公判前の権利についての詳しい条項があり、第9条に違反することは、個々の事件において死刑が許容されるか否かに影響するおそれがある。

逮捕の理由及び弁護人へのアクセス

逮捕の理由

自由権規約第9条第2項は下記のように定めている。
逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。

身体の自由を剥奪された個人がその理由を知らされなければならないという要請は、国際人権法にも英連邦のカリブ海諸国の憲法に共通している。ここで求められるのは、個人が理解可能な「簡潔な、専門的ではない言葉」で、「逮捕の基本的な法律上および事実面での根拠」を告げられることである（*Fox, Campbell* 及び *Hartley* 対イギリス）²⁹。例えば、トリニダード・トバゴ共和国憲法は「合理的に詳細な事項」について言及している。

被拘禁者に告げられた情報が十分かどうかは、この規定の目的、すなわち、身体
の自由を剥奪された者は誰に対しても、自らの逮捕の合法性を争うことができるようにする、という点によって判断される。そしてこれは**逮捕理由の告知の必要性**と、効果的な防御の準備をする権利の重要な要素となる、刑事訴追を受ける者が**起訴事実の告知**を受ける必要性という別の（そして時間的にはさらに後の）要請との基本的な違いである。*Kelly* 対ジャマイカ事件³⁰において、規約人権委員会は、被疑者が逮捕理由を単に殺人とのみ告げられ、数週間後まで詳細を知らされなかったのは自由権規約第9条第2条への違反であるとした。

どの程度の時間内で理由の告知が行われるべきかという問題はさらに複雑である。

²⁹ 欧州人権裁判所【1991】14 EHRR 108,パラグラフ 40

³⁰ CCPR/C/4/D/253/1987, 10 April 1991

いくつかの国際人権機関は緩やかな時間制限を採用している。例えば *Fox, Campbell* 及び *Hartley*³¹ 事件について欧州人権裁判所が、被疑者たちの逮捕理由が告知されたのが拘束後数時間経ってからであったことは欧州人権規約の違反には当たらないとしたし、いくつかのカリブ海諸国の憲法はさらに緩やかな 24 時間又は 48 時間という時間制限を（少なくとも規定の上では）採用している。

弁護人へのアクセス

弁護人との早期のアクセス、より具体的には尋問の前に弁護人と連絡することについて、国際人権法の基準はさらに厳しいものとなっている。国連の弁護士役割に関する基本原則³²の第 1 は、刑事訴訟において取調べを含めたあらゆる段階で弁護士による援助を受ける権利を規定している。また、欧州人権裁判所は、黙秘権（あるいはより正確には尋問中の沈黙から不利な推測をされないこと）に関連して、弁護士が同席しない状況での被疑者尋問を禁止した (*Murray 対 イギリス事件*³³; *Condron 対 イギリス事件*³⁴ においても支持)。

同様に、規約人権委員会は「逮捕された者は、ただちに弁護人にアクセスできなければならない³⁵」と強調してきた。米州人権委員会は、防御権には、訴追を受けた者が最初に拘禁された時点で法的援助を受けることが許可されねばならないとの要請が含まれると述べている。そして、被拘禁者の拘束中及び尋問中の弁護人とのアクセスを禁止する法は、防御権を著しく侵害するものであると結論づけている³⁶。

さらに拘禁者と弁護人のやりとりは秘密でなければならない。*S 対 スイス事件*において欧州人権裁判所は下記のように述べている。

「被告人が第三者に聞かれることなく弁護人とやりとりする権利は民主主義社会における公正な裁判の基本的要請のひとつである。もしも監視されることなく弁護人が被告人と打ち合わせたり、秘密の指示を受けることができないのであれば、弁護人の援助はほとんど意味のないものになってしまう。」³⁷

欧州人権裁判所は、例えば被告人と弁護人の間で通謀の恐れがある場合などには秘密性が制限され得ることを認めている。ただし、単に弁護人と共同するおそれがあるだけでは制限は認められない。

日本の法律および実務

1. 日本の刑事訴訟法第 203 条第 1 項は、「司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、

³¹ 前記注 29 参照

³² 第 8 回国連犯罪防止並びに犯罪者処遇会議（コンGRESS）にて 1990 年 9 月 7 日採択

³³ [1996]22 EHRR 29

³⁴ 欧州人権裁判所 No.35718/97.

³⁵ UN Doc. CCPR/C/79/Add.74, 9th April 1997

³⁶ 米州人権委員会年次報告書（1985-86 年）

³⁷ (1992)14 EHRR 670 at[48]

留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続きをしなければならない。」と規定する。同条の「直ちに」が、どの程度の時間を指すのかについては、裁判例は殆どなく、被疑事実の要旨の告知の遅延が争われた事案はみあたらず、裁判所の基準は不明である。

他方、弁護人選任権の告知と弁解の機会の付与については、次の裁判例がある。盛岡地裁昭和63（1988）年1月5日決定は、司法警察員による逮捕（逮捕状の緊急執行）から約二三時間五〇分経過後に被疑者に対し弁護人選任権が告知され弁解の機会が与えられた事案につき、勾留請求を却下した原裁判に対する準抗告審において、逮捕手続に違法があつたとはいえないとして原裁判を取り消している。したがって、日本の裁判所が刑事訴訟法第203条第1項について判断を示した僅かな事例からは、司法は、捜査当局に有利な方向で「直ちに」の解釈を行ってきたといえる。

2. 刑事訴訟法上、弁護人が取調べに立ち会う権利は明記されていない。この点について日本政府は、繰り返し、規約人権委員会から勧告を受けてきた³⁸。この点、日本政府は、次のように述べて、弁護人の立会権を否定する。

「証拠獲得のための手段が限定されているため、被疑者の取調べは真実発見にとって最も重要な捜査手段である。したがって、日本は、取調べへの弁護人の立会の問題には慎重な検討を要すると考える。日本はまた、現在、被疑者が弁護人と警察留置場で面会するには何らの制約もないことを付け加えておく。」³⁹
この政府回答には、被疑者からの自白を最も重要な証拠と位置づける立場が明確に現れている。

3. なお、政府は、弁護人と警察に留置された被疑者との接見については、何ら制限がないと述べている。しかし、現実には勾留場所が警察留置場であるか否かを問わず、被疑者と弁護人との接見が制限される場合があることは、刑事訴訟法第39条3項によって、次のとおり許容されている。

「検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第1項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。」

そして、以下の最高裁判所の2件の判例は、弁護人の接見が制約される場合について、以下のような判断を示している。

「捜査機関は、弁護人等から被疑者との接見の申出があつたときは、原則として何時でも接見の機会を与えなければならないのであり、現に被疑者を取調中であるとか、実況見分、検証等に立ち合わせる必要がある等捜査の中断による支障が顕著な場合には、弁護人等と協議してできる限り速やかな接見のための日時等を指定し、被疑者が防禦のため弁護人等と打ち合わせることをできるような措置をとるべきである。」

³⁸ 日本政府報告書の第3回審査（1993）、第4回審査（1998）、第5回審査（2008）における勧告を参照。

³⁹ 2012年10月、普遍的定期的審査に関する作業部会において日本政府が行ったプレゼンテーション。

(最高裁第一小法廷昭和53(1978)年7月10日判決)

「捜査の中断による支障が顕著な場合には、捜査機関が、弁護士等の接見等の申出を受けた時に、現に被疑者を取調べ中であるとか、実況見分、検証などに立ち会わせているというような場合だけでなく、間近な時に右取調べ等をする確実な予定があつて、弁護士等の必要とする接見等を認めたのでは、右取調べなどが予定通り開始できなくなるおそれがある場合も含むものと解すべきである。」

(最高裁第三小法廷平成3(1991)年5月10日判決)

このように、法の規定のみならず、判例によって、弁護士と被疑者との接見が制約される場合は拡大されてきた。もっとも、一般的に言えば、今日では日本の弁護士は、かつてに比べるとより容易に依頼人と接見ができるようになっている。しかし捜査当局によって重要とみなされるような事案—とりわけ、被疑者が自白していない事件—においては、いまだに接見を禁じられる場合があり得るし、実際に禁じられ、あるいは時間を短くされる場合が生じている。

4. さらに、弁護士と被疑者・被告人との秘密交通権は、刑の確定前は保障されるが、いったん刑が確定すれば状況は異なる。特に、死刑確定者の場合には、秘密接見が不可能となるのが原則である。

速やかに裁判官の面前に引致される権利

自由権規約第9条第3項は下記のように定めている。
刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官(中略)の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。

最初に裁判官の面前に引致されるより前の段階において、警察での留置がどの程度の期間認められるかは、被拘禁者の他の権利の効果的享受に実務的な意義を持つ。それゆえ、全ての国際人権文書は、逮捕され又は抑留された者はすべて、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれなければならないと定めている。時間的制約についての名文上の規定はなく、事案によって決定されるべきであるが、規約人権委員会は「委員会の意見では2、3日を超えてはならない」としている(規約人権委員会 一般的意見8・パラグラフ2)⁴⁰。カリブ海諸国における死刑事件において、拘禁者の逮捕から裁判官の前に引致されるまでに1週間を要したことについて、規約人権委員会は自由権規約第9条第3項に違反すると判定した⁴¹。同様に規約人権委員会は、*Rawle Kennedy 対 トリニダード・トバゴ*事件⁴²についても裁判官面前引致まで6日間という時間は第9条第3項に違反すると裁定した。規約人権委員会は第9条第3項の「速やかに」という文言について、2、3日を超えてはならないと判断した。欧州人権裁判所は、裁判官の前に連れて行かれるまでに4日と6時間拘禁したのは速やかな引致とはいえないと判断した(*Brogan 他 対 イギリス*事件)⁴³。

⁴⁰ 規約人権委員会の一般的意見8「身体的自由及び逮捕抑留の要件(第9条)」、30/06/82

⁴¹ *McLawrence 対 ジャマイカ*事件、CCPR/C/60/D/702/1996, 29 September 1997

⁴² CCPR/C/74/D/845/1998, 26 March 2002

⁴³ [1988]11 EHRR 117

すべての国には、自由権規約第9条第3項及び第4項が有効に作用するために、これらの条項に規定された司法的統制が利用可能であり、かつ効果的であることを確保する義務がある。警察での留置及び未決拘禁に関する基本原理とは、身体的自由への制約は例外的なものであり、また自由の剥脱の合法性についての最初の司法的統制は、可能な限り速やかに行う必要があるということである。ここで考慮される期間の始期とは実際の逮捕時点であり、最初の裁判官面前引致は可能な限り速やかに行われなければならない。

最初の司法的統制の目的とは、拘禁の合法性を審査し拘禁中の処遇に問題がないか確認するためだけでなく、ひどい取扱い又はその危険性を避けるため、被告人を改めて勾留するべきかどうかということも含まれる。これは、（裁判官の面前へ引致後の）勾留は、捜査に責任を持つ機関とは別の当局の下にある施設で行われなければならない、ということの意味する。国連の拷問その他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰に関する特別報告者は、次のように述べている。

「逮捕された者を、起訴前勾留のための司法官憲による令状を得るための法定の期間を超えて、取調官ないし捜査官の管轄下にある施設に拘禁してはならず、その期間はいかなる場合も48時間を超えてはならない。彼らはその後ただちに別の当局が管轄する未決拘禁施設に移送されねばならず、それ以降は取調べ官ないし捜査官が監督を受けることなく接触することは許されない。」⁴⁴

日本の法律および実務

刑事訴訟法第203条によって、「司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、・・・留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。」

被疑者を警察官から受け取った検察官は、被疑者を勾留する必要があると思料する場合には、24時間以内に、裁判官に勾留状を請求しなければならない。したがって、被疑者の逮捕から勾留請求までの時間は、72時間以内ということになる。

問題は、裁判官が被疑者の勾留を決定した後である。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、被疑者は法務省の管轄下にある「刑事施設」に勾留されることとなっている。しかし、正式な「刑事施設」に被疑者を勾留できない事情がある場合には、同法は、警察留置場を代替として使用することを認めている。これがよく知られた日本の「代用監獄制度」である。実際問題として、ほぼすべての事案において、被疑者は、逮捕後に留置されていた警察の留置場に送り返される。したがって、日本の刑事司法では、代替収容が標準となってしまう。これは、被疑者の勾留と取調べの双方を行う同じ警察の管轄下に被疑者を置くものであり、危険な制度である。多くの識者が、代用監獄制度は虚偽自白の温床だと指摘している⁴⁵。こうした手法による虚偽自白の獲得は、1980年代に再審によって無罪が確

⁴⁴ Report to the Commission on Human Rights, E/CN.4/2003/68, paragraph 26(g)

⁴⁵ 最も古典的な研究は、五十嵐二葉「現代日本の犯罪、自白と支配」（「世界」1984年2月）である。

定した4件の死刑事件においても行われた⁴⁶。今日の日本においても、虚偽自白をした死刑確定者が存在する可能性は十分にあり、その中には、元ボクサーの袴田巖氏も含まれている。袴田氏は1968年に地方裁判所で死刑判決を受け、半世紀近くが経った現在も再審を請求中である。最初に袴田氏に対する死刑判決を言い渡した裁判官のうち一人は、死刑判決への関与を深く後悔しており、彼に対し有罪判決は誤っていたと信じている⁴⁷。

死刑事件における公正な裁判のための最低保障

自由権規約第14条の包括的条項は、公正な裁判のための最低保障を詳細に規定している。これらの条項はすべての死刑事件において守られなければならない。

セーフガードの第5は次のように述べる。

「死刑は、公正な裁判を確保するためにあらゆる可能な保護措置を講じる法的手続きの後、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる。この保護措置は、少なくとも自由権規約14条に含まれるものと同等であって、死刑の適用可能性のある犯罪につき嫌疑をかけられ、あるいは訴追を受けた者が、手続きのあらゆる段階で十分な法的援助を受ける権利を含む。」

超法規的、即決あるいは恣意的処刑に関する国連特別報告者は、死刑事件における公正な裁判の保障は「どのような事件にも、例外も差別もなく実施されなければならない」と述べている⁴⁸。特別報告者はまた、「死刑の適用に至る手続きは、関連する国際法規に従って、裁判官及び陪審員の独立性、有能性、客観性、公平性につき最高レベルの基準に合致したものでなければならない」としている⁴⁹。一般的な理解として、死刑に直面する者には、それ以外の事件で与えられる保護の範囲を超えて、公正な裁判を確保するための特別な保護（しばしば「超」適正手続きと言及される）が与えられなければいけないと考えられている。

規約人権委員会は一貫して、死刑事件の審理過程で自由権規約第14条（公正な裁判）の違反があった場合、同時に自由権規約第6条（生命に対する権利）にも違反していることになるとしている。*Carlton Reid 対 ジャマイカ事件*において規約人権委員会は次のように判断した。

「自由権規約が尊重されない審理の結果として死刑判決を科すことは、規約第6条に違反する。委員会が一般的意見6で述べたように、死刑は法律にしたがい、かつ、この規約の規定に反しない場合にのみ科すことができるという規定は、すなわち『独立の裁判所による公正な審理を受ける権利、無罪の推定、防御権の最低限の保障及び上級裁判所による再審理を受ける権利を含め、規約で定められた手続上の保

⁴⁶ Daniel H. Foote, "From Japan's Death Row to Freedom", *Pacific Rim Law & Policy Journal*, Vol.1, No.1(1992), pp.11-103.

⁴⁷ この裁判官（熊本典道氏）は、当初、袴田氏に無罪を下そうと、被告人の無実の理由を説明する360ページにも及ぶ草稿を起案したが、有罪および死刑判決を望んだ他の2名の裁判官によって否決された。翌年(1969)、熊本氏は抗議のため裁判官の職を辞し、2007年には日本の最高裁判所に袴田氏に対する再審を求める嘆願書を提出した。山平重樹「裁かれるのは我なり 袴田事件主任裁判官39年目の真実」（双葉社、2010年）参照。

⁴⁸ Extrajudicial, summary or arbitrary executions: Report of the Special Rapporteur..., UN Document E/CN.4/2001/9, 11 January 2001, paragraph 86.

⁴⁹ Extrajudicial, summary or arbitrary executions: Report of the Special Rapporteur..., UN Document E/CN.4/1997/60, 24 December 1996, paragraph 81.

障が遵守されなければならない。』ということを示している。」⁵⁰

委員会はさらに、死刑事件においては「規約第 14 条に定められるすべての公正な裁判の保障を厳格に遵守することがさらに不可欠となる」と付け加えている。

規約人権委員会は、ジャマイカ共和国とトリニダード＝トバゴ共和国の数多くの死刑事件について、第 14 条違反およびその結果としての第 6 条違反を認定してきた。その中で規約人権委員会は、死刑事件の被告人は、効果的な弁護を受ける絶対的な権利を有し、防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられなければならないと明言している。米州人権委員会も死刑事件の適正手続きについて同様のアプローチを採用している。

防御の準備のための十分な時間及び便益

第 14 条第 3 項 (b) は、次の権利を定めている。
防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。

審理の開始前、公正な裁判を受ける権利の中心となるのは、防御の準備のために十分な時間及び便益を持つ権利である。これは弁護人による弁護や証拠開示手続きなどのその他の公正な裁判を受ける権利の土台となるものである。

防御の準備のために必要となる時間は、手続きの性質やそれぞれの事件の実際状況などによって必然的に左右される。その他の関連要因には事件そのものの複雑さ、被告人の証拠や弁護人へのアクセスなどが含まれる。

規約人権委員会は *Aston Little* 対 ジャマイカ事件において、カリブ国家である死刑事件が自由権規約第 14 条第 3 項 (b) に違反していると裁定した。委員会は次のように判断している。

「死刑判決の可能性のある事件において、被告人とその弁護人に裁判の防御の準備のために十分な時間が与えられなければいけないというのは自明のことである。この要請は司法手続きのあらゆる段階に適用される。(中略) この事件では、被告人が審理開始前に弁護士と打ち合わせができたのは 30 分だけであり、審理中の打ち合わせ時間もこれとほぼ同程度のものであったという点には争いが無い。」⁵¹

この事件において委員会は、自由権規約第 14 条第 3 項 (e) に反して防御の準備に十分な時間が与えられなかったことが、弁護側証人を探し出し、あるいは出廷を求めるといふ弁護活動がなされなかったことに影響しているのは明らかだと結論づけた。それにより被告は、自己のための証人による証言を、検察側証人の証言と同様の条件下で得ることができなかった。

防御準備のための十分な便益を与えられる権利には、被告人が、防御の準備及び審理の過程で、**独立した第三者の専門家**の意見を得る権利が含まれている。米州人権条約の第 8 条第 2 項 (f) は、「出廷した証人に尋問し、また、事実之光を当てる可能性のある専門家その他の者を出廷させる」防御の権利を保障している。

⁵⁰ (Communication No. 250/1987), U.N. Doc. CCPR/C/39/D/250/1987, at paragraph 11.5.

⁵¹ (Communication No. 283/1988), U.N. Doc. CCPR/C/43/D/283/1988 at paragraph 8.3.

米州人権裁判所は近年、*DaCosta Cadogan* 対バルバドス事件において、医療専門家、特に死刑事件において国が被告の精神鑑定を提供する義務について初めて言及した。裁判所は、死刑事件においては公正な裁判のための手続き上の要請は厳格に順守されるべきであると再度主張するとともに、この点において、刑事裁判中に一度も被告人の精神状態の詳細な鑑定がなされなかったという事実を照らし、被告人の公正な裁判を受ける権利が侵害されたかどうかを検討する必要があるとした。

「全ての裁判官には、全ての事件において、公正な裁判を確保するための必要な適正手続の権利が保障され、かつ尊重された方法で、訴訟手続きが確実に行われるようにする義務がある。したがって、条約第8条第2項は、すべての人が手続きの過程で等しく権利を持つ「最低保障」措置について明記している。とりわけ、条約第8条第2項は、個人の権利に影響しうる国家のいかなる行為に対しても、個人が十分に防御できる必要があると定めている。さらに、第8条第2項(f)は、被告人が自らを防御するために、国家と同じ条件下で、検察側証人と弁護側証人に尋問する権利を認める。」

「裁判所の見解では、弁護人が申し立てた *DaCosta Cadogan* 氏が患っていた又は患っている精神疾患はアルコール依存症と反社会性人格障害であると考えられ、これにより *DaCosta Cadogan* 氏は限定責任能力状態であったと主張することが可能であった。(中略) 結果として、適用されうる唯一の刑が死刑という事件であったにもかかわらず、*DaCosta Cadogan* 氏の防御の準備のために精神科医によって事件当時の精神状態が子細に鑑定されることはなかった。」⁵²

米州人権裁判所は、すべての死刑事件において国に義務付けられる厳格な手続上の要請を考慮すると、裁判官は、公正な裁判を保障するために、あらゆる手段が確実に講じられるよう、より積極的な役割を果たす責務があったと結論づけた。被告人の精神状態を全面的に鑑定されるよう確保しなかった裁判官の措置は、公正な裁判を受ける権利の侵害に当たると判断された。この件の補償として、また今後この事件と同様の出来事が起こらないことを保証するため、裁判所は国に対し、(必要的) 死刑に当たる罪で起訴されている者がすべて、自らに対する刑事手続の開始時において、国内法によって認定され、国家により雇用された精神科医による精神鑑定を受ける権利があることを十分に告知されるよう保証しなければならないと命じた。

日本の法律および実務

2009年の裁判員裁判の導入以後、裁判所は、「裁判員の負担」を軽減することを主要な目的とし、公判に提出される証拠を制限するようになった。同様の理由で、精神鑑定など専門家による鑑定書も、要点を極めて短くまとめたものにするのが要求されている。これによって、裁判員裁判では、被告人の精神状態や発達上の問題点などを、丁寧に検討することが非常に難しくなっている。

さらに、日本では死刑が特別な刑罰とはみなされていない。その結果、死刑求刑がなされ得る事件の被疑者や被告人に対して与えられる特別な手続きや保護措置は

⁵² Inter-American Court of Human Rights, Judgment of 24 September 2009. Series C. No. 203. at paragraphs 84-86.

殆ど無きに等しい。⁵³ ここで、死刑は特別ではないという前提から導かれる3つの帰結をみてみよう。

第一に、日本の検察官は、死刑求刑を行うかどうかを事前に明示しない。死刑求刑は、審理終結の前日、すべての証拠が提出され、弁護人が最終弁論を行う直前の段階で初めてなされる。この非開示主義によって、日本弁護士連合会では、アメリカの死刑事件弁護人にとってはごく当たり前の組織的なサポートすら、会員である弁護人に提供することができない。非開示主義はまた、日本には死刑制度があるにもかかわらず、「死刑事件審理」と称されるべき何物も存在しないことを意味している。検察官以外は誰も、審理の終了段階まで、被告人の生命がかかっている事件かどうかを知る余地がないからである。これは、弁護側からみれば、適切な弁護活動を行うのに非常に大きな障害である。

第二に、日本では、死刑事件の審理は、たとえ被告人が事実を否認している場合であっても、事実認定と量刑判断の手続きが分かれていない。したがって、被告人が控訴事実を否認した場合、裁判で情状証拠が取調べられることはほとんどない。なぜなら、そのような弁護活動は無実主張の妨げとなる可能性があるからである。こうして、日本では、無実の主張は死刑判決を受ける可能性を高めることとなりかねないのである。

第三に、日本では、死刑に値するか否かを判断する際に、裁判官および裁判員の全員が合意する必要はなく、裁判体を構成する9人のうち6～8人の支持を要する「特別多数決」すら要求されていない。日本では、人に死刑を科すのに、単なる「混合多数決」一少なくとも職業裁判官1人を含む5人で足りるのである。これとは対照的に、アメリカでは、死刑を存置するすべての法域（フロリダ州を除く。同州の立法府は死刑の科刑について他の州の実務に合わせるようとの州最高裁の命令を無視している）で、死刑判決は12人の陪審員が、死刑が適切な制裁だと合意した場合にのみ、科すことができる。したがってアメリカでは、34の死刑存置州のうち33の州では、弁護人がひとりの陪審員に死刑に反対するよう説得できれば、死刑は回避されるのである。これに対して日本では、弁護人が裁判体の4名につき死刑を回避するよう説得したとしても、なお、依頼人に死刑が科されるのである。日本の混合多数決方式をもって、日本の官僚がしばしば展開するところの、自国の死刑制度は極めて「慎重」だとの主張に合致したものだというのは、困難である⁵⁴。

効果的な法的援助

自由権規約第14条第3項(d)は、すべての者に次の権利を認めている。自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。(中略) 司法の利益のために必要な場合には、(中略) 弁護人を付されること。

⁵³ David T. Johnson, "Capital Punishment without Capital Trials in Japan's Lay Judge System", *Asia Pacific Journal*, Vol. 8, Issue 52 (December 27, 2010), pp. 1-38.

⁵⁴ David T. Johnson, "Progress and Problems in Japanese Capital Punishment", in *Confronting Capital Punishment in Asia: Human Rights, Politics, Public Opinion and Practices*, edited by Roger Hood and Surya Deva, Oxford University Press, 2013 (近刊)

国連経済社会理事会は決議1989/64⁵⁵で、加盟国に対し、死刑事件の被告人に、「それ以外の事件で与えられる保護に加えて、手続のあらゆる段階で弁護人から十分な援助を受けられることを含め、防御の準備に時間と便益を与えることにより、特別な保護」を与えるよう勧告している。

*Frank Robinson 対 ジャマイカ事件*で規約人権委員会は、死刑事件で被告人が選任した弁護士が出廷を拒否した場合に、国家がみずから弁護人による効果的な弁護がなされるよう用意する義務を負うのかどうかについて検討した。委員会は「死刑事件において法的援助を受けられるようにしなければならないことは自明のこと」⁵⁶であり、ジャマイカ共和国が被告人に弁護のないまま死刑事件の審理を受けさせたことは第14条第3項(b)に違反すると判断した。

*Trevor Collins 対 ジャマイカ事件*では、弁護人は被告人に事前の相談もなく、死刑判決に対する上訴を事実上放棄した。規約人権委員会は次のように述べている。「条約の第3項(d)は、被告人に費用の負担なく弁護人を選ぶ権利は認めていないが、いったん弁護人が任命されたならば、司法の利益のために効果的な弁護が確保するための方策がとられなければならない。」⁵⁷ (強調引用者)

同様に *John Campbell 対 ジャマイカ事件*⁵⁸において規約人権委員会は、被告人が上訴を棄却された後まで国選弁護人の名前を知らされなかったのは、防御の準備の機会が与えられなかったということであり、自由権規約第14条第3項(d)に違反すると判断した。

日本の法律および実務

日本には、弁護人による有効な弁護を求める法の規定は存在しない。それどころか、裁判所は、弁護人による明らかに不適切な弁護活動をも救済する傾向にある。

最高裁判所平成17(2005)年11月29日第三小法廷判決は、殺人等の罪で起訴された被告人が、審理途中から全面否認に転じたにもかかわらず、弁護人がそれ以前の被告人供述に基づいて有罪を前提とした弁論をした事案について、有罪弁論を容認して何らの措置をとらなかった第一審裁判所に、訴訟手続きの法令違反はないとした。最高裁は、弁護人が依頼人がした自己に対する刑事訴追についての供述を無視することも許容される、と判断したのである。

もっとも、その後、東京高裁平成23(2011)年4月12日判決は、被告人の無罪主張に対して弁護人が有罪弁論を行った同種の事例において、「被告人を防御すべき弁護人の基本的立場と相いれない」として、訴訟手続きの法令違反を認め、原判決を破棄した。

死刑事件においても、十分な弁護活動がないまま判決が確定する事例は少なからず存在するが、弁護活動を理由に死刑判決が破棄された事例はない。これは、自由権規約第14条第3項(d)がすべての死刑事件においては尊重されていないという深刻な懸念を生むものである。

⁵⁵ 前記注6の決議のパラグラフ1(a)を参照。

⁵⁶ (Communication No. 223/1987), U.N. Doc. CCPR/C/35/D/223/1987 at paragraphs 10.3 and 10.4.

⁵⁷ CCPR/C/47/D/356/1989, 12 May 1993 at [8.2]

⁵⁸ CCPR/C/47/D/307/1988, 20 June 1988

証拠開示

証拠開示の権利を明文で規定している国際文書は少ないが、一貫して、一般的な公正な裁判を受ける権利及び第 14 条第 3 項 (b) に示された防御準備のための十分な時間及び便益を与えられる権利のなかに読み込まれてきた。その典型は *Edwards 対 イギリス 事件*⁵⁹における欧州人権裁判所の判断である。

「検察当局が弁護側に対し被告人に有利な証拠も不利な証拠もすべて開示するというのは[第 6 条に基づく]公正さが要求するところであり、開示が行われない場合、それが裁判手続きの欠陥を引き起こす[可能性がある]。」

被告人に有利になる可能性のない証拠を弁護側に開示しないことは、公益を理由とする責任の免除として許容されるが、そのような手段は「厳密に必要」とされている場合にのみ許容されるものである(*Van Mechelen 対 オランダ 事件*⁶⁰及び *Rowe and Davis 対 イギリス 事件*⁶¹)。

日本の法律および実務

2005 年、「公判前整理手続」が新設されたのにもなって、同手続に付された場合の証拠開示規定も新設された。これによって、証拠開示手続は「公判前整理手続」に付された事件での制度と、それ以外の事件における従前の制度との二制度となった。

殺人事件は、通常、公判前整理手続に付されるが、新設された証拠開示制度も、検察官手持ち証拠の全面開示を要求するものではなく、公正な裁判を受ける権利、とりわけ規約第 14 条第 3 項(b)が規定する「防御の準備のために十分な時間及び便益」を与えられる権利に適合するものではない。結果的に、日本の弁護人らは、死刑の求刑がなされうる事件においても、相手方である警察及び検察と比較して非常に大きな情報格差がある状況で弁護をしなければならないのである。

法的援助

米州人権条約第 8 条第 2 項のもとでは、選任された弁護人の費用を国が負担するのは国内法で定められている場合に限られる。しかしながら米州人権委員会は、公正な審理を確保するために弁護人が必要とされる場合には、費用負担の能力がない被告人に、国が無料で弁護人を提供しなければならないとしている(勧告的意見、1990 年 8 月 10 日)。⁶²

弁護士の役割に関する基本原則の第 3 は、貧困な人々に対して法的援助を提供す

⁵⁹ (1993) 15 EHRR 417

⁶⁰ (1993) 15 EHRR 647

⁶¹ (2000) 30 EHRR 1

⁶² OC-11/90

るため十分な資金その他の資源を用意するよう国家に要求している。

規約人権委員会は、自由規約の締約国は、規約上の権利の侵害の申し立てについて憲法裁判所での救済措置を可能かつ効果的なものにする義務を負うとしている。*Rawle Kennedy 対 トリニダード・トバゴ 事件*において、規約人権委員会は、公正な裁判を受ける権利が侵害されたという憲法上の申し立てを行うための法的援助を与えなかったことは、自由権規約第2条第3項と併せて読むことで規約第14条第1項の違反になるとした。

「規約は、いかなる国家であれ、すべての事件の当事者に対して法的援助を提供する義務があるとは明記しておらず、刑事事件において司法の利益のために必要とされる場合にのみ、国がそのような義務を負うとしている（第14条第3項(d)）。さらに委員会は、憲法裁判所の役割が刑事事件そのものにつき判断することではなく、被告人が公正な裁判を受けられるよう確保することにあるということも認識している。締約国には、規約第2条第3項に基づき、規約上の権利の侵害の申し立てに関して、憲法裁判所での救済措置を可能かつ効果的なものにする義務がある。通報者は、公正な裁判を受ける権利が侵害されたとの申し立てを憲法裁判所に行うにあたり、何らの法的援助も利用できなかったのであり、委員会は、この法的援助の拒否が規約第2条第3項とともに規約第14条第1項の違反であるとみなす。」⁶³

日本の法律および実務

日本では、国選弁護人は、裁判官が勾留を決定した段階以降において選任される。したがって、逮捕から勾留までの間は、資力のない被疑者は弁護人がつかない可能性が高い。さらに、国選弁護人は、被疑者に対しては死刑、無期もしくは長期3年を超える懲役もしくは禁錮にあたる犯罪についてのみ選任可能なため、軽微な罪名の場合には選任されない。しかし、たとえば重大な殺人事件の被疑者が、まずは軽い死体遺棄の罪で逮捕されることは、よくあることである。このような場合、当初、死体遺棄で逮捕・勾留された被疑者には、国選弁護人が選任されない。

また、刑がいったん確定すると、再審請求を行う場合であっても、法律扶助制度は利用できない。したがって、弁護士費用が払えないために、再審請求を断念する死刑確定者も少なからず存在する⁶⁴。

さらに、2010年に日本弁護士連合会が当時存在した110名の死刑確定者全員に対して第2回目となるアンケート調査を行った際、24名の死刑確定者が再審請求をしていないと答え、うち6名がその理由を弁護士費用が支払えないためであると回答した⁶⁵。自由権規約第14条に規定される公正な裁判の最低限の保障は、上訴後の手続にも妥当するものであり、再審に対して法的援助が提供されないことは、規約第14条第3項(d)及び第14条第5項の要請に反するものである（次節参照）。

より一般的には、日本の死刑事件弁護の質はまだまだ改善を要するものであり、これは、刑事訴訟上の諸規則が警察・検察側に多くの有利な事項を定めているため

⁶³ 前記の注41の委員会の見解のうち[7.10]を参照。

⁶⁴ Shinomiya Satoru, "Criminal Legal Aid in Japan: Past, Present and Future", paper presented at the conference on Criminal Legal Aid in the World, at China University of Politics and Law, Beijing, December 15-16, 2012, pp.1-16.

⁶⁵ http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/publication/data/shikei_syoguu_enquete_a2.pdf

ばかりではなく、弁護人に対する研修制度がいまだ初歩的な段階に留まっており、かつ、被告人のために積極的な弁護活動を行うことがときに敬遠されるという日本の弁護活動の文化にもよっている。2009年の裁判員制度開始前の時期から、弁護活動については改善もみられるが、今なお多くの改善の余地が残されている。⁶⁶

上訴の権利

上訴の権利は自由権規約第14条第5項によって保障されている。有罪の判決を受けたすべての者は、法律に基づきその判決及び刑罰を上級の裁判所によって再審理される権利を有する。

国連経済社会理事会が1984年に採択したセーフガードの第6は下記のように定めている。死刑判決を受けたすべての者は、上級の裁判所に上訴する権利を有する。また、こうした上訴が義務的となるよう確保するための措置が講じられなければならない。

上訴の権利を義務的とすることの重要性は、国連経済社会理事会の決議1989/64⁶⁷においても確認されている。さらに国連人権委員会は決議2005/59において、死刑制度を存置しているすべての国に対し、「特別な裁判所及び裁判管轄に服する事件を含むすべての法的手続、特に死刑事件に関するものについて、自由権規約第14条に含まれる手続的な最低保障を確実に充たす」⁶⁸よう要求した。

日本の法律および実務

義務的上訴制度の不存在

日本では、拷問禁止委員会⁶⁹や規約人権委員会⁷⁰からの度重なる勧告にもかかわらず、死刑判決に対して上級審に上訴することは義務的とはされていない日本政府は、ほとんどの被告人は上訴の権利を行使するため、義務的上訴制度は必要ではないと主張する。しかし、実際の数字が示すものは異なる。裁判員裁判制度の開始当初に下された15件の死刑判決のうち、3件(20%)は被告人が上訴を取り下げたことで確定した。さらに、自ら上訴を取り下げて死刑判決が確定した人は、より早く死刑が執行される傾向にある(こうした人々は、ほとんど再審請求や恩赦の出願も行わないため)。次のグラフが示すように、日本において1993年から2012年までの間に死刑が執行された人々のうち、30%以上は最高裁判所による審理を経ていない。これに対して、アメリカでは、上訴権を放棄して自らの死刑執行時期を早め、処刑された人々は全体の11%である。⁷¹

⁶⁶ デイビッド・T・ジョンソン「刑事弁護士と裁判員制度 変革の中の闘争」、『世界』819号(2011年7月)、266～275頁。

⁶⁷ 前記の注6記載の決議のパラグラフ1(b)を参照。

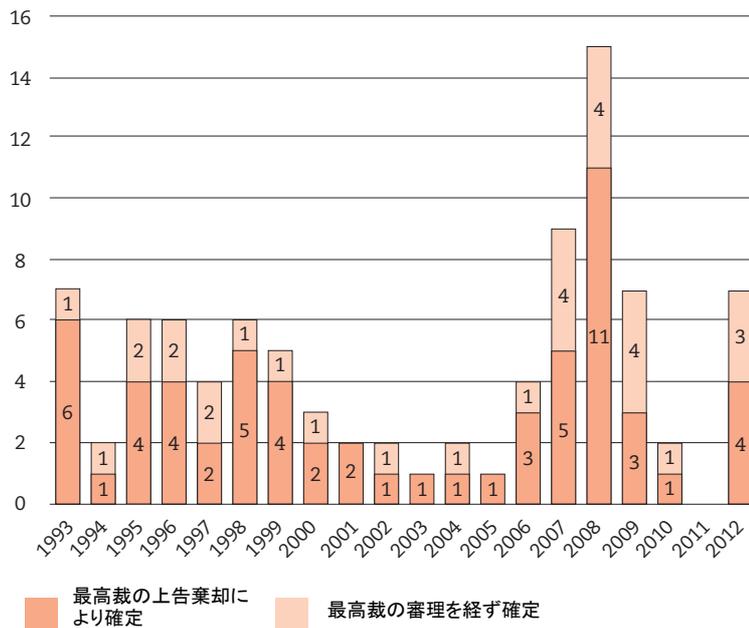
⁶⁸ Nicholas Henry 対ジャマイカ事件のパラグラフ8.4.(CCPR/C/64/D/610/1995, 21 October 1998)も参照。

⁶⁹ CAT/C/JPN/CO/1. 3 August 2007, パラグラフ20.

⁷⁰ CCPR/C/JPN/CO/5. 30 October 2008, パラグラフ17.

⁷¹ Meredith Martin Roundtree, "I'll Make Them Shoot Me": Accounts of Death Row Prisoners Advocating for Execution", Law & Society Review, Vol.46, No.3 (2012), pp.589-622.

最高裁の審理を経ない死刑囚



他方、検察官が、無罪判決や死刑以外の判決に対して上訴することは認められている。奥西勝氏の事件では、被告人（奥西氏）は第一審で無罪判決を受けた5年後、控訴審において有罪とされ死刑判決を受けた（この有罪判決は瓶の王冠についていた歯型と奥西氏の歯の構造に関する疑わしい証言に相当程度依存するものであった。さらに最近の事案では、2010年、鹿児島地方裁判所で白浜政広被告人に対する無罪判決（求刑死刑）に検察官が控訴したが、控訴審での審理開始前に被告人が死亡したため、公訴棄却となっている。⁷²

結論と提言

自由権規約の締約国として、日本は、規約人権委員会への定期的報告書の提出義務、国連人権理事会（前身は国連人権委員会）で取り上げられた懸念事項に応答する義務、及び国内法を国際条約上の義務にしたがったものにするために必要な、いかなる措置をも講ずる義務がある。日本の法律およびその運用についての本調査からも明らかのように、日本はこれまでずっと、規約人権委員会で過去に取り上げられてきた死刑制度運用に関する懸念事項に対し、応えてはこなかった。およそ15年前（1998年）の規約人権委員会への第4回日本政府報告⁷³に対して規約人権委員会が述べた見解は、今日でも非常に重要性のあるものである。規約人権委員会は当時、死刑確定者がおかれた拘禁環境とその処遇、未決拘禁に関する手続的な保障の欠如、自白に基づく死刑判決の多さ、及び人身保護請求の利用が制限されていることに深刻な懸念を示した。日本の歴代政権は、セーフガードに示された最低基準に明らかに合致しない時代遅れの死刑に関する法とその運用を改革することなく、委

⁷² David T. Johnson, "Capital Punishment without Capital Trials in Japan's Lay Judge System", *Asia Pacific Journal*, Vol. 8, Issue 52 (December 27, 2010).

⁷³ 日本政府報告書審査における規約人権委員会の最終見解（CCPR/C/79/Add.102, 1998年11月19日）

員会が1998年に指摘した懸念事項に対する取り組みは未だに行われていない。セーフガードは、自由権規約第6条第6項に示された最終目標である死刑廃止が実現されるまでの間、死刑を適用しようとするすべての国において適用されねばならない、法律上の最低限度の義務を規定したものである。

2007年、国連拷問禁止委員会は「とりわけ、未決拘禁に対する効果的な司法的統制の欠如と、無罪判決に対して、有罪判決の数が非常に極端に多いことに照らし、刑事裁判における自白に基づいた有罪の数の多さ」に深刻な懸念を表明した。委員会はまた、「警察拘禁中の被拘禁者に対する適切な取調べの実施を裏付ける手段がないこと、とりわけ取調べ持続時間に対する厳格な制限がなく、すべての取調べにおいて弁護人の立会いが必要的とされていないこと」にも懸念を示した。

拷問禁止委員会は、被拘禁者の取調べをビデオ録画及びその他の記録手段によって「組織的に監視」するよう勧告した。さらに委員会は、被疑者が取調べの最中に弁護人とアクセスできるようにすることも勧告している⁷⁴。これらの勧告は、2008年に規約人権委員会によっても繰り返され、さらに同委員会は、日本政府は「刑事捜査における警察の役割は、真実を確定することではなく、裁判のために証拠を収集することであることを認識し、被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し、裁判所に対して、警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励する」べきである⁷⁵と勧告した。

規約人権委員会と拷問禁止委員会はともに、代用監獄制度が無罪の推定、黙秘権、防御権、自己を有罪に陥れあるいは有罪の自白をするよう強要されない権利、そして拷問又はその他の虐待を受けない権利といった、公正な裁判の基準に違反するものであるという懸念を示している。

これらの懸念事項への対処がなされない限り、日本は条約上の義務だけでなく、国際法上の一般的に拘束力ある原則にも、違反し続けることになる。すべての事件においてセーフガードが守られるよう確保するためには、日本の死刑に関して国際的な監視機関が下した勧告や決定が、実施される必要がある。

日本の司法は、死刑廃止までの間、国内法が死刑を制限する人権基準と合致するように解釈されることを確保するという点において、極めて重要な役割を果たし得る。例えば、恩赦の手続きは司法審査の対象となるといった、世界の様々な国々での国内裁判所の判例法にみられる近年の潮流は、異なる法制度の間での相互依存性が高まっていることを示している。またそれは、各国の司法が、現代の国際基準にそぐわない法律を無効化し、死刑事件における公正な裁判と適正手続の保障を、誠実に尊重しようとする意思の現れでもある。

日本では、2009年の裁判員制度導入に至る数年間の間に、500件以上の模擬裁判が行われた。模擬裁判の主な目的は、新しい裁判制度の導入によって起こりうる問題を予測すること、並びにこの種の抜本的改革に必然的に伴う複雑な事態に備えることであった。しかしながら、これだけの大規模な準備にもかかわらず、検察側が死刑を求刑し、模擬裁判体が生か死かの選択を迫られる模擬裁判は1件もなかった。このことはすなわち、死刑を、根本的に他とは異なる形態の刑罰であって、それゆえ特別な準備、手続き、保護を必要とするものであるとはみなさないという、日本人の傾向を表している。この報告書の第1部では、日本の死刑政策及び実務が

⁷⁴ 前記の注68参照。

⁷⁵ 日本政府報告書審査における規約人権委員会の総括所見（CCPR/C/JPN/CO/5, 2008年12月18日）パラグラフ19。

多くの側面において、自由権規約の下での義務にしたがっていないことを指摘してきた。あまりに広い死刑相当犯罪の範囲から、事実上の恩赦の機能不全、劣悪な死刑確定者処遇、上訴を経ずに死刑執行がなされる可能性、そして、有能な弁護人や、検察が保持する減刑あるいは無罪につながる可能性のある証拠へのアクセスの問題に至るまで、日本の死刑制度には深刻な欠陥がある⁷⁶。自由権規約及び死刑に直面する者を保護するためのセーフガードの下で日本に求められていることと、国内法が死刑運用に要求していることとの間には、大きな隔たりがある。この隔たりが解消され、あるいは大幅に軽減されない限り、日本は「実在する最も深刻な法律問題」⁷⁷に関して、国際的に孤立したままであろう。

提言

拘束力ある国際基準と、自由権規約の下での日本の義務に適合した措置をとるためには、日本の死刑を規制している刑法及び憲法について以下の改革が実施される必要がある。

- 殺害の故意を伴わない犯罪を死刑適用の対象から除外する。
- 代用監獄制度を廃止し、公判前の拘禁に効果的な司法的統制を行う制度を導入するとともに、その期間を大幅に短縮する。
- 事実審及び上訴審における手続的保障を強化する。
- 死刑を言い渡されたすべての者に、再審請求段階を含むすべての段階で法的援助を提供することを含め、効果的かつ強制的な上訴の権利を与える。
- 公正かつ機能的な恩赦手続きへの全面的なアクセスを提供する。
- 再審又は恩赦の請求手続が係属中の事案は、死刑を執行しない。
- 死刑確定者の拘禁環境及び処遇を改善する。

これらの措置がとられない限り、かつ、死刑に関する法とその運用が死刑に直面している者の権利を十分に保護するものでない限り、日本によるこれ以上の国際法違反を避けるために、すべての死刑の執行が停止されるべきである。

⁷⁶ 日本の死刑制度の欠陥に関するさらなる分析については、デイビッド・T・ジョンソン, "Progress and Problems in Japanese Capital Punishment" (Roger Hood 及び Surya Deva 編 'Confronting Capital Punishment in Asia: Human Rights, Politics, Public Opinion and Practices (Oxford University Press, 2013 (近刊)) を参照。

⁷⁷ Scott Turow, *Ultimate Punishment: A Lawyer's Reflections on Dealing with the Death Penalty* (New York: Farrar, Straus and Giroux, 2003), p.11.

第2部

日本国民の死刑に対する態度

佐藤 舞

序論

第2部では、死刑制度に関する日本国民の態度に関する既存の調査結果に関して、そのまま額面通りに受け取ることができないことを示す。この結論は、主に2つの分析に基づいている。第1に、死刑制度に関する世論を調査している内閣府による調査（「基本的法制度に関する世論調査」など、以下では「内閣府世論調査」）の調査の質を精査し、その結果としてそれらの調査には重大な欠陥があることを明らかにする。第2に、内閣府世論調査に関する問題点と当該調査から引き出された結論に関する疑問点を明らかにするために、国民の世論に関して著者が独自で行った世論調査の結果を紹介する。

内閣府世論調査

内閣府世論調査は、1956年以来ほぼ5年おきに実施されている。最新の調査は2009年に実施されたものであり、回答者の86%が死刑制度の存置を支持していることが示されている（内閣府2009）。内閣府世論調査の結果は国民の死刑支持の証拠として長年にわたり採用され、調査結果は政府によって日本が死刑を廃止しない理由として提示されてきた。

質問形式

内閣府世論調査に関しては、質問の言い回しが死刑支持へ誘導したり死刑支持が増えるように設定されている、と批判されてきた（菊田2004；日本弁護士連合会2002）。

2009年の内閣府世論調査の設問：

「死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

1. どんな場合でも死刑は廃止すべきである。
2. 場合によっては死刑もやむを得ない。
3. わからない・一概に言えない」

（アンダーラインは筆者）

第2の選択肢である「場合によっては死刑もやむを得ない(86%)」は、第1の選択肢の「どんな場合にも死刑は廃止すべきである(6%)」よりも選択者が多くなることは、容易に想像がつくことであろう。第1の選択肢に「どんな場合にも」と条件を設けることで、死刑「廃止派」を狭い意味で捉え、逆に第2番の選択肢は「場合によっては」及び「やむを得ない」という表現を使うことで死刑「存置派」を広い意味で捉えようとしているからである。言い換えれば、内閣府世論調査における「廃止派」は、死刑廃止を確信している人々を指す一方で、「存置派」は死刑存置に対して熱心な者から消極的な者まで幅広い層を含む構成になっている。

内閣府世論調査の「廃止派」及び「存置派」の定義の偏りは、死刑の将来的廃止を支持する人々が「存置派」として括られていることから明らかである（永井 2005：第3段落目）。2009年の内閣府世論調査の集計によると、「場合によっては死刑もやむを得ない」を選んだ86%の回答者のうちの34%は、将来の廃止に肯定的である（「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」）。この意味において、将来も含めて死刑廃止に反対している確固たる「存置派」（「将来も死刑を廃止しない(61%)」+「わからない(5%)」）は、全回答者の56%にすぎないと解釈することもできる。日本政府の文書等（例えば、内閣府 2009）に引用される死刑「存置派」86%とは大きく異なる解釈となる。

さらに、将来的な死刑廃止に対する意識を問う設問も、不明確な言い回しが使われている。設問は、「将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか」である。「状況が変われば」が死刑廃止の条件として設定されているが、これが何を意味するか不明である。2009年の内閣府世論調査で「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答した者の中で「状況が変われば廃止」を選択した三分の一が想定した「状況」として、犯罪件数の低下、仮釈放のない無期刑の導入、または不当な死刑の発覚など様々な例を挙げることができよう。

死刑に対する国民の態度を明らかにしようとするこれらの設問自体が、調査結果を歪ませている可能性がある。もし設問がより客観的な表現で構成されていたのならば、死刑の支持率はより低いものとなったかもしれない、この点に関しては下記の章で考察する。

その他の補足的な質問

これまでの内閣府世論調査では、死刑の抑止力に関して日本国民の意見を問う設問が一貫して設けられてきた（内閣府 1956；1967；1975；1980；1989；1994；1999；2004；2009）。2009年の調査では、抑止力に関する設問が二項目設けられている。その一つの設問は、もし死刑が廃止されたら凶悪な犯罪が増えると思うか増えないと思うか、であるが62%の回答者が犯罪は増えると考え、逆に犯罪は増えないと考えた者はわずか10%であった（内閣府 2009）。回答者の多数が、死刑制度の存在が凶悪な犯罪を減少させていると考えていることは明らかであるが、この設問の選択肢に死刑が廃止されても「凶悪な犯罪は現在と変わらない」という選択を加えることで、設問の質が改善できるであろう。抑止力に関するもう一つの設問は、「存置派」⁷⁸への補足的な質問で、死刑存置を選んだ理由を訪ねている。挙げられた理由（複数回答）の中で、「死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える」（52%）は、やはり回答者の多くが選んだ選択肢の一つであった（内閣府 2009）。

上記の結果から、回答者の多くが死刑は凶悪な犯罪を抑止するものと信じていることを示している。しかし死刑の犯罪抑止効果は、学術的な社会科学的研究によって支持されているものではない。様々な研究によると、死刑制度（特に処刑の可能性）と殺人事件の発生率の間には、負及び正の相関の両方があることが発表されている。また、死刑に犯罪抑止力があるかないかを証明することは、事実上不可能に近いとする考え方が学術的な合意を得つつある（例えば、Nagin and Pepper 2012; Dezhbakjsh and Shephaerd 2006; Fagan 2006, Hood and Hoyle 2008: 317-333）。日本の

⁷⁸ここでの「存置派」は、内閣府世論調査において「場合によっては死刑もやむを得ない」を選択した者を指す。

場合、1990年から1994年の死刑執行が行われなかった期間においても、殺人事件の発生率が高まることはなかった。むしろこの期間は殺人認知件数が低下し、死刑執行が再開した1994年に再び増加に転じた(国藤 2000)。

また、内閣府世論調査では、死刑が犯罪抑止力を持つという認識が少なくとも正確とは言えず、学問的にも争われていることを国民に知らせていない。この設問は、内閣府世論調査において過去50年以上にわたり調査で毎回問われきたにもかかわらず、死刑の犯罪抑止力に関する国民の信仰を問い直すことはなされていない。死刑が他のいかなる刑罰よりも殺人の発生率を抑止する効果に関して、国民が信じているかどうかを内閣府世論調査で国民の聞くべきでない、と言うのではない。設問の目的が国民の認識について問うのであって、情報に基づいた国民の判断について尋ねるのでなければ、まったく理にかなった設問であろう。しかし、内閣府世論調査による国民の回答は、死刑存続を正当化する政策を決める根拠として利用されてきている。この点について、国民の回答に基づいて政策の方向を定めるのであれば、回答者である国民に対して正確な情報を提供したり、誤った理解を正す試みが不可欠となる。

死刑制度を廃止、及び存置する理由

死刑の犯罪抑止力に関する国民の意識とは別に、内閣府世論調査は回答者に死刑存置または廃止を望む理由を尋ねているが、この設問も改善の余地がある。2009年の調査では「存置派」及び「廃止派」別に用意された複数の選択肢からそれぞれを支持する理由を選ぶ形をとっている。

存置派⁷⁹の理由

凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ

死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない

死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える

凶悪な犯罪を犯す人は生かしておく、また同じような犯罪を犯す危険がある

廃止派⁸⁰の理由

人を殺すことは刑罰であっても人道に反し、野蛮である

国家であっても人を殺すことは許されない

裁判に誤りがあったとき、死刑にしてしまうと取り返しがつかない

凶悪な犯罪を犯した者でも、更生の可能性はある

死刑を廃止しても、そのために凶悪な犯罪が増加するとは思わない

生かしておいて罪の償いをさせた方がよい

死刑に関して「場合によってはやむを得ない」を選択した者（「存置派」）が回答する設問の選択肢は、すべて死刑制度を「積極的に」支持する理由ばかりである。「消極的（やむおえず）」理由から死刑制度の支持を選択した者を想定した選択肢

⁷⁹ ここでの「存置派」は、内閣府世論調査において「場合によっては死刑もやむを得ない」を選択した者を指す。

⁸⁰ ここでの「廃止派」は、内閣府世論調査において「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」を選択した者を指す。

は用意されていない。例えば、「仮釈放の無い無期刑がない」（好ましい死刑に代わる刑罰が無いがため、死刑を受け入れざる終えない）、又は「日本の現行の刑法では、死刑が最も重い罰則である」（凶悪な犯罪者は法律上最も厳重な刑罰を受けることが重要だが、死刑そのものにこだわっている訳ではない）等が考えられる。このような消極的な選択肢が設けられれば、「存置派」のかなりは、死刑を「望んでいる」のではなく、「容認している」という姿が浮かび上がるかもしれない。要するに、内閣府世論調査による「存置派」は、死刑制度を積極的に支持する者だけでなく「消極的」に支持する者を含むものであるが、その一方で「存置派」に対して尋ねている死刑支持の理由の選択肢は、積極的な死刑存続支持の立場に偏ったものとなっている。

サンプル・バイアス（回答者の偏り）

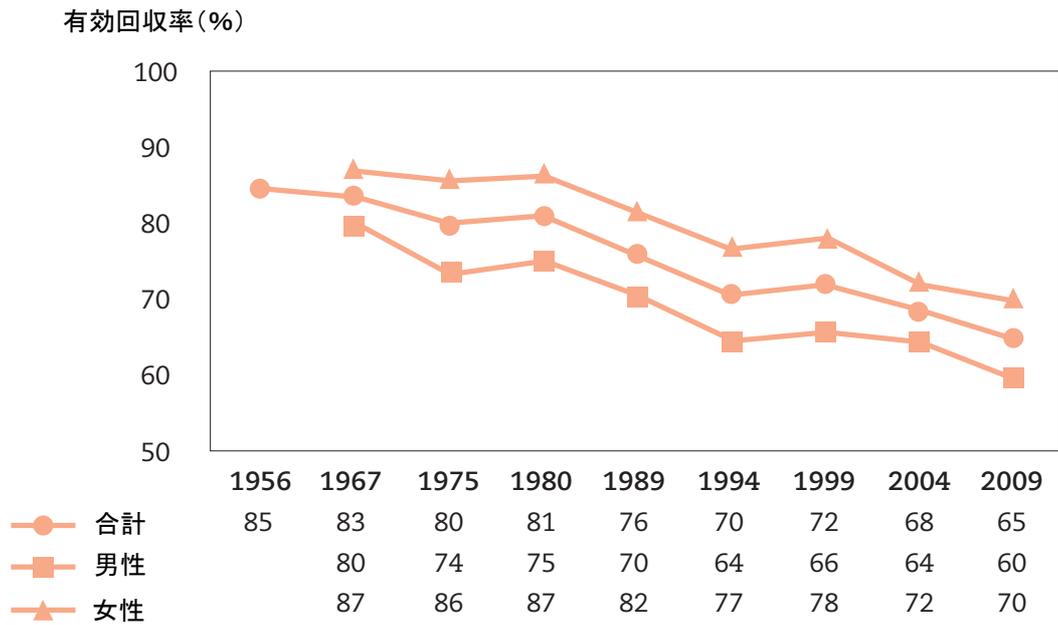
過去9回実施された内閣府世論調査は、すべて同じサンプリング方法を用いて実施されている。層化2段無作為抽出法に基づいた全国調査である（内閣府1956;1967;1975;1980;1989;1994;1999;2004;2009）。各回の標本は、日本人の20歳以上の男女で構成されており、調査の実査は社団法人中央調査社や新情報センターに委託されている。

有効回収率が十分に高くない場合、標本抽出方法によっても国民全体の意見を反映する標本結果が得られるとは限らない（山内2004；安田・稲葉2008）。偏りのある標本を分析しても、信頼できる結果を得ることはできない。従って、内閣府世論調査の標本抽出法が優れたものでも、調査への回答者が日本国民を代表していると判断するためには、有効回収率を検討することが必要となる。

図1と図2は、過去9回の内閣府世論調査における有効回収率の変化を表している。図1は、有効回収率の変化を男女計と男女別に表したものである。この図によると、男女計では1956年が有効回収率が85%と最も高く、その後は低下傾向にあり、2009年では65%まで下降している。男女共に回収率が下降しているが、男性の方が女性よりも回収率が低く、全体を通して男性は女性と比べて回答率が10%ポイントほど低い。

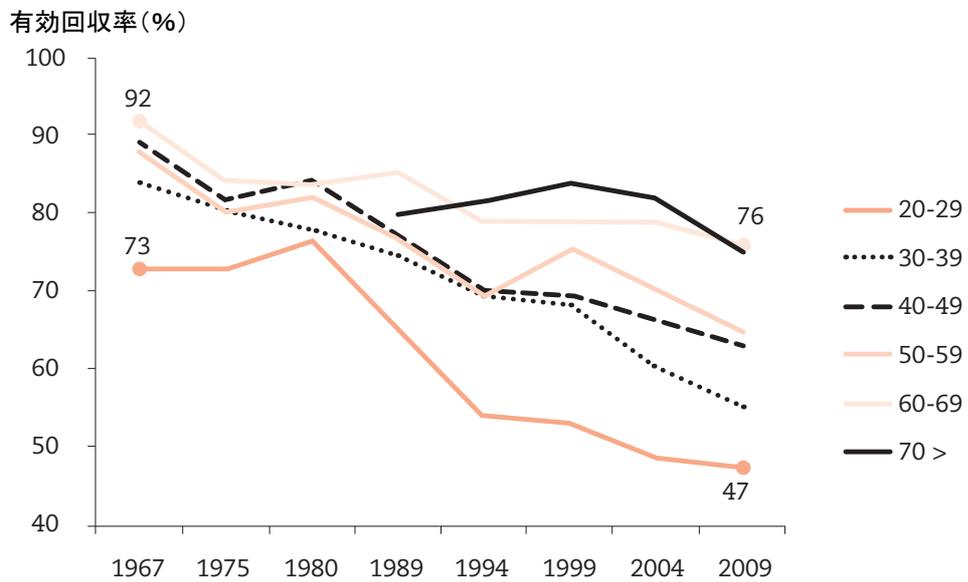
図2は、年齢階層別の有効回収率を表しており、全体的に低下傾向にあることがわかるが、年齢階層別では重要な相違がある。第1に、高齢者層は回収率が一貫して高く、特60歳以上の回収率が最も高く、20歳から29歳層で回収率が最も低くなる。20歳から29歳層は回収率の低下幅が最も大きく、1967年調査では73%であったが、2009年調査では26%ポイントも低下し、半数以下の47%である。第2に、年代階層別による回収率の格差が、高齢者層と若年者層の間で広がりつつある。例えば、2009年調査では60歳から69歳層では回収率が76%であったのに対し、20歳から29歳層では回収率が47%であった。

図1: 男女計および男女別にみた有効回収率の推移



注: 1956年の内閣府世論調査の男女別の有効回収率は報告書に記載されていない。

図2: 年齢階層別の有効回収率



注: 1) 1956年内閣府世論調査の回収率は報告書に記載されていない。
 2) 1980年以前の調査は60歳から69歳層に70歳以上を含んだ回収率で、1989年以降の調査は、60歳から69歳層と70歳以上層を分けた回収率である。

個別面接調査における回収率の低下は、内閣府世論調査に特別なことではなく、ある程度はやむを得ないものである。内閣府世論調査における真の問題は、有効回収率が下降していることでなく、特定層における回収率の不均衡を配慮した集計結果の補正がなされていないことにある。その結果、全体の回答結果には、高齢層の回答が過大に反映されており、他方、男性及び若年層の回答が過小にしか反映されていない。2009年の内閣府世論調査では、20歳代の有効回収率が47%であることから、当該層の半数以上（53%）が全体の回答に反映されていないことになる。こうした点において、内閣府世論調査の結果に疑問が生じることになる。

「大多数の国民の支持は上昇」か？

2009年の内閣府世論調査によれば、回答者の大多数（86%）が死刑制度を支持していることになる。これらの調査結果は、日本の政府、政治家、裁判所によって、日本「国民」の意見として解釈されてきた。調査の回答者のXXパーセントが死刑制度を支持していると言う場合と、「日本国民」のXX%が死刑制度を支持している言う場合では、両者の意味が異なる。前者は、調査に回答した人々の意見を記述した分析であり、後者は回答者の意見に基づいて日本国民の意見を推測した分析である。

政府によって実施される大規模な調査は、通常「日本国民の意見」を明らかにすることを目的として行われるもので、内閣府世論調査もその例外ではない。内閣府世論調査に基づく現状の分析は、回答者の偏りについて言及されておらず、日本国民の意見を推測するための補正は行われていない。図3は、過去の内閣府世論調査における死刑制度に対する態度に関する回答の全体計を、報告書に掲載されている数字に基づいて整理したものである。図によると、設問の変化に留意が必要となるが、1980年調査から存置派の割合が確実に増え続けていることが明らかである。とりわけ、1994年の調査からは同じ質問が使われていることを考慮すると、存置派の割合が上昇していることが確実となる。しかし、次の節では、回収率を考慮すると、揺るぎない大多数が死刑の存置を望むように思われてきたことが明確でなくなると、説得力を失うことを議論する。

図3: 死刑制度に対する態度(回答者計)

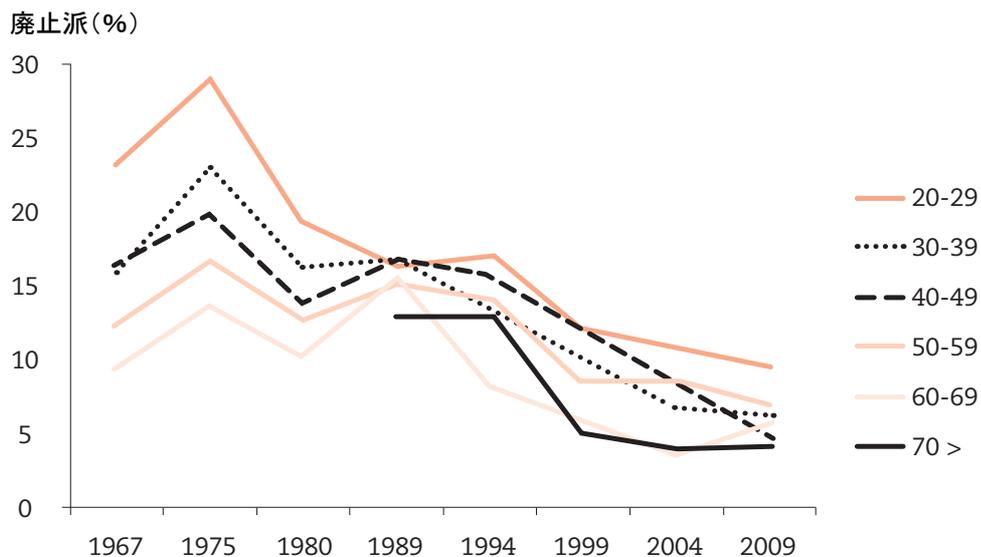


注:

- 1) 内閣府世論調査1994年、1999年、2004年、2009年に使用された設問は、「死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。」であり、選択肢は、「どんな場合も死刑は廃止すべきである」「場合によっては死刑もやむを得ない」「わからない・一概に言えない」である。
- 2) 内閣府世論調査1956年、1967年、1975年、1980年、1989年に使用された設問は、「日本の現状を考えると、どんな場合も死刑は廃止すべきであるという考えにあなたは賛成ですか。」であり、選択肢は、「賛成」「反対」「わからない」である。

第一に、前掲図2では若年層、特に20歳から29歳の年齢層は回収率が最も低いことがわかる。第二に、図4からは死刑制度に対する態度に着目すると、当該年齢層では廃止派の比率が最も高いことがわかる。このことは、回収率が最も低い年齢層は、廃止派の比率が最も高いことを意味している。

図4: 年齢階層別にみた廃止派の推移



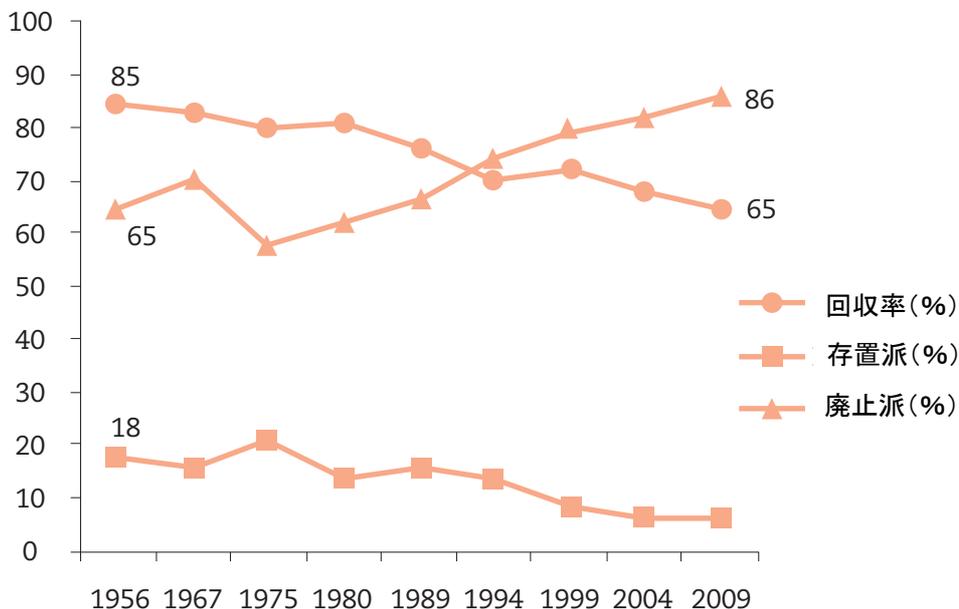
注:

- 1) 1956年のデータは入手できていない。
- 2) 1967年、1975年、1980年の内閣府世論調査の60-69歳の年代層には70歳以上も含まれる。
- 3) 「廃止派」の定義は、図3の注1)2)を参照。

上記の結果から明らかであることは、内閣府世論調査では存置派の比率が上昇していると思われたが、それには日本国民の意見が反映されていない可能性がある。回収率が低い層に関して適切な補正が加えられていないことが、死刑制度を大多数が支持するような結果をもたらしているかもしれないのである。図5によると、回収率が低下するとそれにつれ廃止派の割合も低下するが、存置派は逆の傾向にある。

未回収と回収率が低かった層の意見が全体の回答に反映されないことが、死刑制度に関して多数が支持しているとの結果に対してどのような影響を及ぼしているかを調べるため、次のような処理を行うことで、存置派の回答に関して信頼間隔を計測した。これは、理論的サンプリングから計算した未回収率を基に、調査の回答結果に補正を加えたものである。⁸¹

図5: 回収率と死刑に対する態度



信頼間隔は上限と下限で表され、間隔の上限の値は、回答しなかった者の回答のすべてが存置派だと仮定した時の存置派の比率である。間隔の下限の値は、調査に回答しなかった者の回答がすべて存置派でないと仮定した時の存置派の比率である。理論的なサンプリングに基づけば、存置派の実際の比率は、この上限と下限の間に位置づけられる。すなわち、上限と下限の信頼間隔の幅は、内閣府世論調査の集計結果報告による存置派の比率がどれほど正確であるかを示し、信頼間隔が広いほど内閣府調査報告による存置派支持率は正確さを欠くことになり、逆に信頼間隔が狭いほど正確さが増すことになる。

⁸¹ 世論調査のマイクロ・データ（個票データ）が入手できないため母集団への復元ができない。データがあれば、加重法を使って正確に推定値を算出できる。

$$LL = \left[W_1 \left(P - 2\sqrt{\frac{P*Q}{n}} \right) \right] + W_2(0) \quad , \quad UL = \left[W_1 \left(P + 2\sqrt{\frac{P*Q}{n}} \right) \right] + W_2(1)$$

LL: 下限、UL: 上限、n: 集計結果

W_1 : 回収率 (n/理論的サンプリング)

W_2 : 未回収率 (未回収数/理論的サンプリング)

P: 存置派の割合 (存置支持者数/n)

Q: 非存置派の割合 (1-P)

注: 理論的サンプリング=n+未回収数

表1は上記の分析結果を表している。Pは、内閣府世論調査の報告による存置派の割合である。LLとULは、調査に回答しなかった者を考慮した可能な割合の下限値と上限値の間隔を表す。2009年の内閣府世論調査では、回答者の86%が存置派であった。しかし、調査に回答しなかった者を考慮すると、存置派の占める割合は54%から92%の間にあると考えられる。これは、他と比べて上限と下限の幅(38%ポイント)が大きい、これは2009年の調査での有効回収率(65%)の低さに起因するものである。

さらに、2009年内閣府世論調査では、20歳から29歳の年代層の男性の回収率が最も低く、また同年齢層は死刑廃止支持者が最も多いのは前述の通りである。表1の性別年齢階層別の集計結果によると、この年齢層は上限と下限の間隔が最も大きく、実際の存置派は34%から95%の幅の間であることになる。

表1: 存置派の信頼間隔

(1) 年齢階層別

Year (年)	W_1	P	LL	UL	UL-LL
1967	83%	71%	57%	77%	20
1975	80%	57%	45%	66%	21
1980	81%	62%	49%	71%	22
1989	76%	67%	49%	76%	27
1994	70%	74%	51%	83%	32
1999	72%	79%	56%	86%	30
2004	68%	81%	54%	88%	34
2009	65%	86%	54%	92%	38

注:

1) 1956年内閣府世論調査の信頼間隔は計算に必要な情報入手不可能

2) LL: 下限、UL: 上限

W_1 : 回収率(n/理論的サンプリング)、P: 存置派の割合(存置支持者数)

(2) 性別年齢階層別(2009年調査)

性別	W_1	P	LL	UL	UL-LL	性別	W_1	P	LL	UL	UL-LL
男性	47%	81%	34%	95%	61	女性	48%	84%	36%	96%	60
20-29	47%	90%	40%	98%	58	20-29	63%	87%	51%	95%	44
30-39	52%	90%	45%	97%	52	30-39	73%	87%	60%	94%	34
40-49	61%	86%	49%	95%	46	40-49	68%	86%	55%	94%	39
50-59	71%	87%	59%	94%	35	50-59	81%	86%	66%	92%	26
60-69	74%	84%	58%	92%	34	60-69	76%	80%	57%	89%	32
70+						70+					

以上のように有効回収率は重要な問題である。なぜならば、回収率が低い場合、集計結果の信頼間隔の幅が広がり、存置派の比率の信頼度が低くなるからである。内閣府世論調査の分析には、回答者の偏りに対する補正が必要である。あるいは、集計結果に関して少なくとも偏りがあることを認識しなくてはならない。

データの利用

内閣府世論調査のマイクロ・データは公開されていないため、研究者がマイクロ・データの再分析を行うことができない。我々が利用できるのは、政府が公開している集計結果のみである⁸²。日本では、世論調査は統計法上の統計ではなく、また日本にも東京大学社会科学研究所が運営している SSJ データアーカイブが存在することから、日本政府として内閣府の世論調査のマイクロ・データを 2 次分析に利用可能な形で公開することができる。日本政府が、世論調査の結果を死刑制度の存置の根拠とするのであれば、データを研究者に公開し、その透明性の担保が不可欠となろう。

3 つの調査の結果

調査方法

2008 年から 2010 年にかけて著者は、日本で 3 つの独立した実験的調査を実施した。これらの調査は、内閣府世論調査とは別の、できるだけバイアスの少ない設問を使って死刑制度に対する日本国民の態度を測定することで、内閣府世論調査への反証となる結果を提供すると同時に、内閣府世論調査における設問の質について実証的に検証することを目的とした。

1 番目の調査(以下、調査 I)は、大規模なオンラインアンケート調査 (N=20,769 人) を、調査会社の登録パネルを対象に実施した⁸³。オンラインアンケート調査とは、調査会社の登録パネルを対象にオンラインで実施される調査を意味する。従って、標本台帳から抽出された調査対象者に対して実施されるオンライン調査とは異なる。日本におけるオンラインアンケート調査の利用は、最近では、主に市場調査を行う民間企業から、個人調査を実施する政府機関や学術機関にまで広がってきている(本多 2006: 32)。本調査のパネル(調査対象者の選定対象)は、調査実施時点で 681,991 人から構成されていた⁸⁴。

⁸² この点に関して英国との比較が可能である。例えば、イギリス内務省が実施している英国犯罪調査のマイクロ・データは、英国のデータアーカイブである UKDA を通して公開されている。日本の内閣府のいくつかの局が実施している世論調査のかなりの数のマイクロ・データが、SSJ データアーカイブに寄託され、研究者が 2 次分析に利用可能となっている。さらに、内閣府の 1967 年の死刑に関する世論調査のマイクロ・データは、SSJ データアーカイブから入手可能である。内閣府が実施している世論調査のマイクロ・データの一部が、アメリカに提供されたことがあり、それを再分析可能な形に三宅一郎氏が整理したことによって日本でも利用可能となっている。

⁸³ この調査はインテージが運営 によって実施された (<http://www.intege.co.jp/net/>)。

⁸⁴ インテージに登録された対象者は高齢者の割合が低いため、20 歳から 49 歳までの男女から調査対

2番目の調査（以下、調査Ⅱ）では、調査Ⅰの調査対象から2つのサブグループ（実験群と統制群）を抽出して実験的調査として実施した⁸⁵。実験群と統制群の2つのサブグループのそれぞれは、調査Ⅰにおいて死刑制度に関する態度である存置派、廃止派、「わからない」の回答者が、それぞれ同数になるように構成した。2つのサブグループのうち一方のグループである実験群には、死刑制度に関する情報を提供した。その上で、両グループに同じ設問に回答してもらい、死刑制度に関する情報提供がどのように影響したか比較した。調査では次の7項目の情報について、それぞれどれだけ事前に知識があったかを調べる設問を行った。

- ・ 死刑廃止に関する国際的な動向
- ・ 死刑と犯罪率の関係
- ・ 死刑における冤罪の可能性
- ・ 死刑執行の方法
- ・ 死刑に関する情報公開
- ・ 殺人事件数の動向
- ・ 無期刑から仮釈放になる可能性

3番目の調査（以下、調査Ⅲ）は、量的調査と質的調査の両方法（本章では審議型意識調査と呼ぶ）を利用し、死刑の存置支持における審議の役割を調べた⁸⁶。参加者は、日本の死刑制度について学ぶために集まり、この問題に関して討議し、意見を交換し、また事前と事後に実施した調査に回答し、さらに調査後には電話インタビューが行われた。この調査では、人々が新しい情報をどのように理解し、解釈するかについても把握することを意図して考案された。

調査対象者は、日本人50人（首都圏⁸⁷に居住する20歳から58歳の男女50名（男性25名、女性25名）で、東京を拠点とする市場調査会社（調査Ⅰと調査Ⅱで使われた企業とは異なる）の登録モニターから選定された⁸⁸。調査対象者は、性別、年齢、死刑に対する態度によって層別無作為抽出された。死刑に対する態度による参加者の選定では、調査Ⅰの調査結果に基づいて、おおよそ存置派が多数で、廃止派が少数となるようにした。死刑制度に対する態度の偏った分布をそのまま生かして「小日本社会」を設定したため、存置派と廃止派が同数になるような「ディベートコンテスト」とは異なる。調査対象者を4つの討議グループに分けた。参加者間の討議が活発になるように、どのグループにも廃止支持者が最低2人含まれるようにした。

対象者を選定するように依頼した。調査対象者（N=20,769）は、パネルを性別、年齢階層別に階層化してランダムに選択した。調査対象者の性別及び年齢階層別の分布を、総務省統計局「人口推計」（2008年）と比較した。両者の分布は近似していたが、標本バイアスを最小化するためにウェイトを作成し、集計結果を補正した。以下の分析は、ウェイトで補正したデータによるものである。

⁸⁵ 2つのグループである実験群と統制群のそれぞれ（各々はN=542人）を、調査Ⅰから層化したのちに抽出した。具体的には、独立変数である性別と年齢に加えて、従属変数である死刑に対する態度に基づいて層化し、それからランダムに2つのグループである実験群と統制群に割り当てた。2つのグループの比較可能性を高めるために、性別と年齢だけでなく、実験を行う前に測定した死刑に対する態度を含めて抽出した。

⁸⁶ 審議型意識調査は、佐藤舞、本庄武（一橋大学）、木村正人（高千穂大学）、前島知子（法務省）の4名の研究者によって実施された。

⁸⁷ 首都圏は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県である。

⁸⁸ 市場調査会社は、IRC（<http://www.i-rc.co.jp/index.html>）で、約75,000人の登録モニターをかかえ、年2回登録情報を更新している。

各グループは12、13人の参加者で構成され、各小教室に分かれて専門の司会者よって討議が進められた⁸⁹。参加者は、午前と午後の2回の討議セッションと、その間に開催された専門家による講義のセッションに参加した。専門家のセッションは、一つの部屋で参加者全員の集まる講義室で実施された。ゲストスピーカーである専門家として、死刑存置派のジャーナリスト（藤井誠二氏）と死刑廃止派の法律家（岩井誠氏）の二人を招き、参加者が専門家と対話できる時間を設けた。参加者は、グループ討議の間に出た質問等について専門家の意見を尋ねる機会が与えられた。

調査 I の結果

調査 I では、内閣府世論調査とは異なる質問を使用し（図6参照）、5つの択肢を採用した。具体的には、死刑存置派と死刑廃止派を2段階に分け、「絶対にあつた方が良い（あるいは「絶対に廃止した方が良い」）」と「あつた方がよい（あるいは「廃止した方が良い」）」の4つの意見を尋ねた（この他に選択肢として「どちらとも言えない」がある）。

2009年の内閣府世論調査では、回答者の大多数（86%）が死刑存置を望み（「場合によっては死刑もやむを得ない」）、少数の回答者は「わからない・一概に言えない」（9%）あるいは、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」（6%）の立場をとっている。

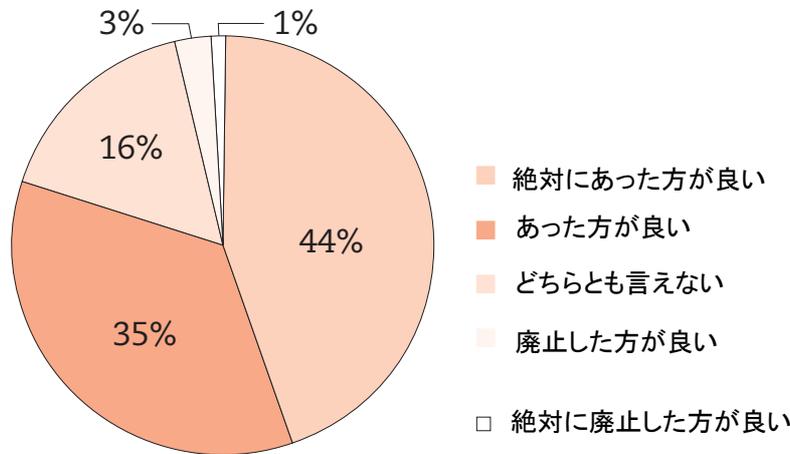
一見したところこれらの数字からは、日本国民が死刑を強く賛成しており、反対意見はごく少数であるという結論を引き出すことができよう。しかし、調査 I の結果を検討すると、国民の態度は白黒のように明確に異なるものではなくなるのである。

死刑存置派の意見に関して1つではなく2つの選択肢を設けたことにより、死刑の存置派（「絶対あつたほうが良い」（絶対存置）＋「あつたほうが良い」）の割合に加えて、「あつたほうが良い」という人の割合（35%）が明らかになった（図6参照）。死刑に関して「絶対存置」と答えた者は、半数以下（44%）である。回答者のうち死刑存置に関して「あつたほうが良い」（35%）、「廃止したほうが良い」（3%）あるいは「どちらとも言えない」（16%）と回答した者がかなりを占めることが調査 I によって明らかになったが、この点は内閣府世論調査と異なる点である。死刑に関して確固とした意見を持たない回答者、つまり「あつた方がよい」「廃止した方がよい」「どちらとも言えない」を選択した者が、多数（55%⁹⁰）を占める。すなわち、日本国民のおよそ半数以上が、死刑制度に関して確固たる意見（「絶対にあつた方がよい」「絶対に廃止した方がよい」）でなく、ある程度「漠然とした」あるいは「わからない」といった態度を保有している意味する。この結果は、浜井の調査結果（2007、2008年）とも一貫しており、同調査によると日本では多数（65%）は死刑に関して限定的な見方をしており、積極的に死刑を支持する者の少数（33%）であった。

⁸⁹ 4人の司会者は、市場調査会社であるエヌスタイル（<http://www.nstyle.co.jp/>）から派遣された。

⁹⁰ 図6では、合計が5.4%になるがこれは四捨五入によるものである。

図6: 調査 I の結果



注:
 1) N=20,769
 2) 四捨五入のため合計100%にはならない。

調査 I によると、日本国民は死刑に対して一様に支持しているわけではないこと、多数の人は確固とした意見を持っているわけでないことが示された。つまり、回答者の半数以上（55%）は、この件に関して確固たる意見を持っていないのである。死刑に関する「消極的な見方」の存在は、死刑は「国民があまり良く知らない、あまり考えていない、あまり関心のない」テーマだとの解釈もできる（Unnever, Cullen & Robert 2005: 207）。調査 I によって示された死刑に対する態度の分布は、日本政府が死刑存置を正当化するために利用している「多数の支持」という主張を揺るがせるものだ。

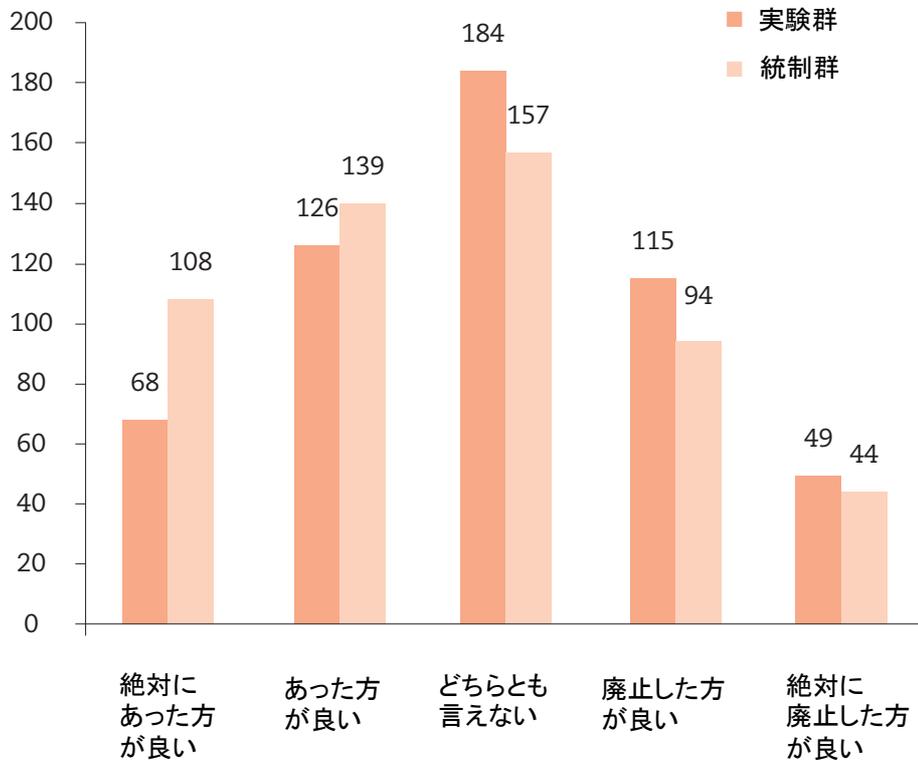
死刑制度に関して賛成と反対の比率や、廃止を支持する程度を明らかにすることは確かに重要であるが、他方で、「多数が賛成」という全体の比率のみに着目するだけでなく、死刑に対する態度を説明する要因を明らかにすることも重要である。確固とした死刑存置派を2項ロジスティック回帰で分析すると、人や社会制度への信頼度など広範な要因から説明が可能である。中でも、死刑に関する態度と死刑に関する知識は顕著に関連している。殺人事件の件数の動向について誤った認識（多くが殺人事件が近年著しく増加傾向にあると考えているが、実際にはそうではない）を持っている者ほど、死刑存置に対して確固とした支持を示す傾向にあることが、上記の2項ロジスティック回帰で分析から明らかになった。これは、日本人は、刑事司法全体に限らず、死刑に関して正確な知識を持ってないのではないかという問題を示唆するが、この点に関しては調査 II で考察する。

調査 II の結果

はじめに、図7は、情報提供後における実験群と統制群のグループにおける死刑に対する態度の分布を比較したものである。実験群も統制群も回答者は調査 I の対象者から選定し、死刑存置派と廃止派、及び「どちらとも言えない」と回答した者

がそれぞれ同等の比率で構成していることから、情報提供という実験による介入の後に見られる死刑に対する態度の変化は情報提供に起因するものである。

図7: 実験群(情報提供後)と統制群におけるそれぞれの死刑に対する態度の分布



注:

- 1) 実験群と統計群: それぞれN=542人。
- 2) 数字は、各意見を選択した回答者の数を表す。

調査IIによって、実験群における存置派の人数と比率⁹¹ (n=194, 36%) が統制群 (n=247, 46%) と異なり、実験群では死刑存置派が少なくなったことが明らかとなった。それに対応して、廃止派の人数と比率⁹²は、実験群 (n=164, 30%) の方が統制群 (n=138, 25%) より多くなった。他の意見 (「どちらとも言えない」) の人数と比率は、実験群 (n=184, 34%) の方が統制群 (n=157, 29%) より多いことがわかった。死刑に対する各態度に見られる違いは、情報提供の結果であり、それは死刑に対する賛成意見が減少させ反対意見を増加させる効果をもたらした。実験群では、確信が持てない者 (「どちらとも言えない」を選択した回答者) が多くなることがわかったが、これは知識が増した結果、あるいはこれまで誤った理解をしていたことに気が付き、死刑に対する当初の意見に疑問を持つようになった結果による。

実験群と統制群の両グループを比較して最も構成の違いが大きいのは、確固とした存置派 (「絶対にあつた方が良い」) であり、「あつた方が良い」という消極的な存置派ではなかった。その結果、実験群 (n=68, 13%) の方が統制群 (n=108, 20%) よりも確固たる存置派が少なくなる。調査IIの結果によると、死刑に関する

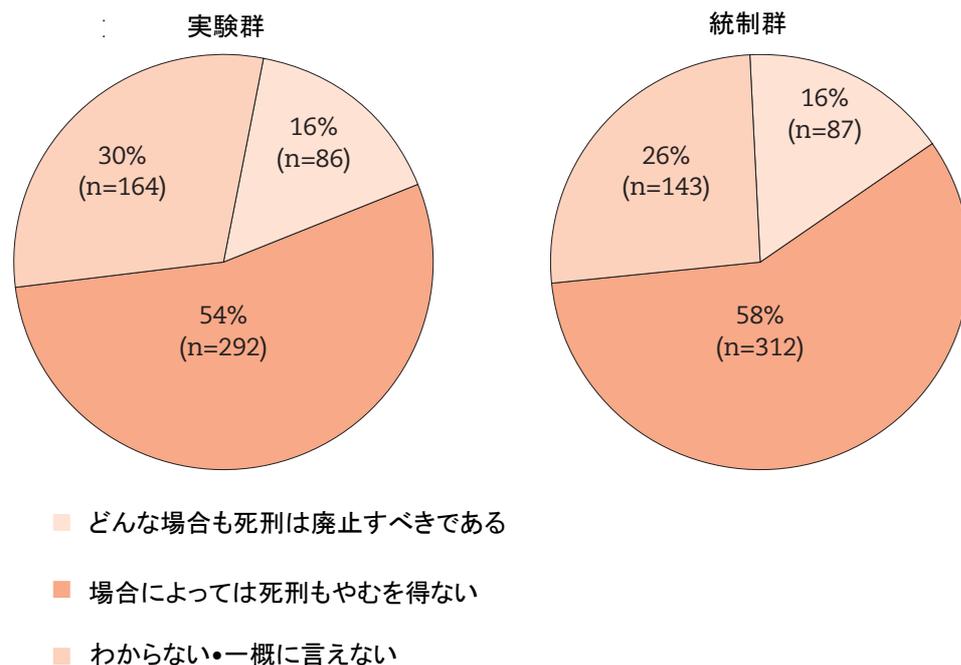
⁹¹ 「存置派」は、「絶対にあつた方が良い」「あつた方が良い」を選択した者である。

⁹² 「廃止派」は、「絶対に廃止した方が良い」「廃止した方が良い」を選択した者である。

多様な意見のすべては、変容する可能性があり、情報に触れさせることで最も強固な存置派の見方を変えることにも活用できる可能性を示している。実験群と統制群の間の意見の相違は、5段階のスケールの設問として分析すると、 $p < .01$ の水準で統計的に有意となった。⁹³

第二に、調査Ⅱでは、内閣府世論調査の設問を実証的に検討することで、政府による世論調査の批判的な分析を行うことができた。内閣府世論調査の設問と選択肢をそのまま実験的調査で使用するることによって、情報提供後における同設問に対する実験群と統制群の回答の違いを比較した（図8参照）。内閣府世論調査の設問への回答を両グループに求めた理由は、情報提供により5段階の設問に生じた両グループ間の意見の相違が、内閣府世論調査の設問でも生じるかを確認するためである。言い換えれば、内閣府世論調査の設問が、死刑に対する態度にみられるコミットメントの違いに敏感なものであるかどうかを確認するためである。その結果によると、内閣府世論調査の定義による存置派（「場合によっては死刑もやむを得ない」）の比率はまったく同じ（16%）で、廃止派（「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」）の比率はほぼ同じになった（実験群：30%、統制群：26%）。カイ2乗検定によると、実験群と統制群の2つのグループ間で回答の分布に違いがないことが確認できた。⁹⁴

図8: 内閣府世論調査の設問への回答(実験群は情報提供後)



注:
 実験群の回答者: N=542
 統制群の回答者: N=542

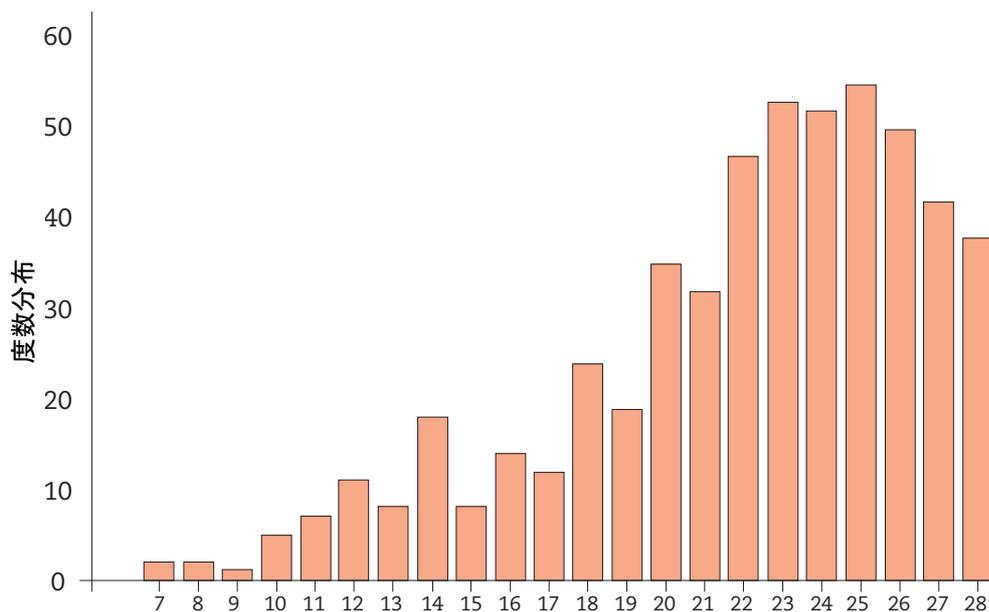
⁹³ 統制群 (M=2.91, SD=1.14)、実験群 (M=2.68, SD=1.21)、 $t(1079) = 3.21, p < .01, 2 \text{ tailed}$ 。

⁹⁴ Pearson's Chi-Square $\chi^2(2, N=1084) = 2.105, p > .05$ 。

図8の結果は、内閣府世論調査の設問の質に関する問題点を示唆している。実験群と統制群の間で統計的に顕著な違いが見られないという事実は、著者が用いた設問では情報提供による意見の相違を把握できたが、内閣府調査の設問はそれができず、変化を適切に把握できない感度に欠ける設問であることが明らかである。存置派（「場合によっては死刑もやむを得ない」）の広範な定義と廃止派（「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」）の狭義な定義のため、死刑支持に対する態度の適応性を十分に把握できないと考えられる。これは、死刑制度に関する政策に対する重要な示唆を含んでいる。内閣府世論調査の設問による回答結果には、存置派の意見が過剰に反映している可能性があるため、結果の解釈には注意が必要となる。

第三に、調II査によって回答者は死刑制度について知識が十分でないという仮説が確認できた。調査方法において説明したように、実験群の回答者には、7項目の情報を提供し、各項目についてどれほど知識を持ち合わせていたか4段階（1点の「この件に関してすべて知っていた」から4点の「この件に関しては初めて知った」まで）のリッカート尺度で回答するようにした。7項目の情報を使って、全体的な知識を測定するリッカート尺度を新たに作成した。この尺度の信頼性は、クロンバックの α 係数（.856）によって確認された。各項目は4段階の尺度で構成されているので、知識全体の尺度は7点から28点となる。実験群の知識全体の尺度の平均値は22点で、情報をまったく持ち合わせていないグループ（28点）も存在する。図9は、知識全体の尺度の度数分布を表しており、分布曲線は尺度の高い方、つまり知識が少ない方に向かってカーブを描いている。

図9: 実験群の知識全体の尺度の分布



注:

- 1) 回答者の合計人数 N=535
- 2) 知識の尺度は7点から28点まで
- 3) 平均値=21.95、中央値=23 標準偏差=4.62、最小値=7 最大値=28

各項目に関する知識を測定したところ、回答者の半数以下はすべての項目について情報を持ち合わせている（「この件に関してすべて知っていた」あるいは「この件に関してだいたい知っていた」；図9参照）と回答した。実験群では、すべての

情報項目について回答した 535 人のうち、7 項目すべてについて「この件に関してすべて知っていた」と回答したのは 2 人のみであった⁹⁵。最も認知度が高かった項目は「死刑執行のプロセス」であるが、「この件に関してすべて知っていた」を選択した者はわずか 16%であった。

「終身刑囚の仮釈放の可能性」に関して回答者はほとんど知識を有しておらず、「すべて知っていた」と回答したのはわずか 1%であった。また、死刑存置を選択した理由を調べると、「日本では仮釈放の無い無期懲役はない」という理由を選んだ回答者の割合が、実験群は統制群より少なく統計的に有意である。これは、回答者が終身刑囚の仮釈放の可能性（仮釈放は非常に少ない）に関して正しい知識を得たことによると考えられる。

同様に、「死刑と犯罪率の関係」に関する知識（「すべて知っている」を選択した回答者はわずか 4%）も、実験群の回答者に対して、存置を正当化する理由の選択に影響を及ぼした可能性がある。抑止力は、統制群において存置の理由として選択された理由のうち 3 番目（42%）に多いものであるが、実験群ではこの選択肢を選んだのは 25%でそれほど多くない。実験群と統計群におけるこの相違は、統計的にも有意である。

情報の獲得とその解釈については調査 II の範囲を超えるものであるが、事前に得た知識水準と死刑に対する意見の間の関連は明白である。知識が多い回答者（知識全体の尺度が 7 点から 17 点）と知識が少ない回答者（尺度が 18 点から 28 点）では、死刑に対する意見の分布が異なり、相違は統計的に有意で $p < .01$ レベルとなる（表 2 参照）⁹⁶。知識を有している者では廃止派(49%)が多く、他方、知識を有していない者では廃止派（27%）が少なくなる。この相違は大きく統計的にも有意である（2つの割合の Z 検定は、.01 レベル、 $Z = 3.974$ ）。知識のある参加者は、存置派か廃止派に関わらず、「わからない」（16%）を選択する者が少なくなり、より確固とした意見をもつ傾向がある。

表2:知識に関する尺度別にみた死刑に対する意見

	「絶対存置」及び 「たぶん存置」	「わからない」	「絶対廃止」及び 「たぶん廃止」	合計(N)
知識がある	35%	16%	49%	88
知識がない	36%	37%	27%	447
合計 (N)	192	180	163	535

注:

- 1) 「知識がある」グループの知識全体の尺度は7点から17点。
- 2) 「知識がない」グループの知識全体の尺度は18点から28点。

⁹⁵ この 2 人の回答者は、死刑は「絶対に廃止されるべき」と信じている廃止派である。

⁹⁶ Pearson's Chi-Square $t(2) = 21.559$, $N = 535$, $p < .01$.

調査Ⅲの結果

調査Ⅲに参加する前と後に、調査Ⅰで実施したと同様の死刑に対する意見を5段階で回答を参加者に求めた。態度の変化（調査に参加する前と後で異なる意見を選択⁹⁷）に注目したところ、50人の参加者のうち30人は態度を変えていなかった。残りの20人の参加者では、11人は廃止の方向に、9人は存置の方向に態度を変えていた。

表3: 調査Ⅲへの参加前と後での意見の変化(人)

事前調査 事後調査	絶対にあつた方が 良い	あつた方 が良い	どちらと も言えな い	廃止した方 が良い	絶対に廃止 した方が良 い	合計
絶対にあつた方が 良い	8	2	0	0	0	10
あつた方 が良い	5	8	5	2	0	20
どちらと も言えな い	0	1	9	0	0	10
廃止した 方が良い	0	2	2	4	0	8
絶対に廃 止した方 が良い	0	0	0	1	1	2
合計	13	13	16	7	1	50

統計的に顕著な結果が得られた調査Ⅱに比較すると、調査Ⅲの対象者は小規模である（N=50）。しかし、2つの点が注目になる。参加者の大多数は、審議後も死刑に関して意見を変えなかった。意見を変えた参加者の場合も、全員が同じ方向に意見を変えたわけではない。廃止の方向に変わった者もあったが、廃止と存置の方向に意見を変えた者の割合もほぼ同じであった。次のセクションでは、死刑に対する態度に関して審議がもたらした影響を質的に分析する。調査Ⅲの事後に行われた電話インタビューから得られた発言に含まれた言葉を用いて、死刑に対する一見確固と思われる意見の内容を検討した。

調査後のインタビューにおいて、断固とした廃止派（調査参加の前後とも「絶対にあつた方が良い」を選択）であった参加者は、「死刑の執行は、国家によって犯される殺人の繰り返しである」⁹⁸と述べていた。しかし同参加者は、審議後のアンケート調査において、もし裁判員に選ばれたとしたら死刑宣告を下せるかという設問に対四して、「わからない」と答えていた。死刑に対して一貫して強固な反対意見を持つ人がこのような答えをすることに驚かれるかもしれないが、調査後のインタビューで、「凶悪犯罪に直面したら、感情に影響されて被告人に死刑宣告を望むかもしれない」とこの参加者はアンケート調査にみられた矛盾を説明した。同参加者は、死刑は感情とは別問題であるという意見を持ち続け、国家であっても人の命を

⁹⁷ 例えば、「絶対にあつた方が良い」から「あつた方が良い」に、また「あつた方が良い」から「廃止した方が良い」に意見を変えた回答者は、態度を変えたとした。

⁹⁸ 参加者の発言からの引用はすべて、文法的誤りを訂正し間投詞を省略するなど、意味が変わらないように校正してある。

奪うことはならないという原則は守り続けていたが、グループ討議の中で、犠牲者の家族に同情して死刑を受け入れそうになる場面が数回あったことを認めていた。

死刑存置の意見を強固に変えなかった別の参加者は、調査後のインタビューで審議後には自分の意見にさらに確信を持つようになったと答えた。彼は、その理由として、無期懲役の囚人が仮釈放される可能性があることがわかったため、こうした状況では死刑は廃止すべきでないと感じたからだと説明した。死刑を支持する意見は確固としているように思われるが、彼は、同じインタビューの中で、もし仮釈放のない無期懲役が導入されたら、将来的には廃止を支持するだろうと答えている。彼にとっては、殺人犯に対する刑罰で最も重要な点は、犯罪者が仮釈放の無い無期懲役によって自分の犯した犯罪の重大さを反省することにある。換言すれば、彼が死刑を支持するのは「死」自体が重要なのではなく、ほかに適当な選択肢が無いことによるものなのである。

意見が確定しないままであった参加者の一人（調査Ⅲの前後の調査でも「どちらとも言えない」を選択）は、調査後のインタビューにおいて、存置派と廃止派の間で意見が揺れ最も矛盾した意見を述べていた。存置派の視点で、彼女は「犠牲者の家族」が死刑存置の理由だとしたものの、「犠牲者の家族が望むことは、犯罪者が法の下で最も厳しい罰則によって罰せられることであって、死によるものではないのかもしれない」と述べ、死刑に関して疑問を持っていることも表明した。同様に、彼女は犯罪者が自分の犯した犯罪に対して、死刑執行によるもう一つの死で解決するのではなく、生きることによって後悔するよう促すことが重要だと述べた。しかし一方で、自らの命を断念せずして本当に償えるのかどうかに関して疑問を示し、前述の彼女自身の見方と矛盾する見方を述べた。この参加者は、「死刑を執行するように命じられた看守の苦悩について初めて知ったが、この情報がきっかけで廃止の方に意見が変わった」とも述べている。

上述の3人の例では、調査Ⅲの前後で意見を変えなかった参加者を取り上げた。次の例は、調査前は「どちらとも言えない」と回答したが、調査後には死刑は「あった方がよい」に意見を変えた参加者である。この意見の変化は、存置の方向に意見を変える要因となることが審議中に起きたことによるものと考えることができよう。しかし、調査後のインタビューでは、前述の3人と似たような心理状態であったことが浮かび上がった。「どちらとも言えない」から「あった方がよい」に意見が変わったことについて尋ねたところ、「まだ自分の結論に躊躇している」と述べたが、それでもなお、今の自分の意見は「被害者の家族への敬意」を考えると消去的な存置派であると主張した。また、インタビューの最後の段階で、「あった方がよい」に調査後に意見を変えた理由として、「死刑は一般国民にとっての最も重い刑罰の象徴として存置すべきだという結論にいたったからである。しかし、死刑執行は止めて、仮釈放なしの無期懲役を導入すべきである」と述べた。この言葉からは、彼女が死刑執行を望んでいないこと、それと同時に、迷いがあるものの、法の下に死刑制度の存在することが、将来の犯罪者に対して抑止力となるだろうと信じていることが分かる。

調査後に実施したインタビューの結果は、グループ討議に関して司会が抱いた印象に呼応するものである。司会の一人は、より多くの情報と異なる見方に触れることで、参加者は調査前の自分の当初の意見に対して確信が持てなくなり、2回目のグループ討議では自分の意見を明確に主張することができなくなったと述べていた。明らかな例は、グループ討議の中で、日本人はなぜ死刑を支持するのかという疑念が呈され、「日本には死刑があるから、死刑を望むのだ」と述べたある参加者の言

葉に見られる。別の司会は、グループ討議中の雰囲気、最初の討議では意見が「対立」していたのが「中立」的な方向に変化し、例えば、「あなたの意見は、私の意見とは違っているけど、あなたの意味することは理解できる」というようになった、と述べた。

存置と廃止の2つの意見は、スペクトラムの両端にあたるものである。しかしインタビューの質的分析から、参加者は複雑で矛盾する意見を抱いており、廃止か存置かの間を行き来していることが読み取れた。審議の前には見られなかった矛盾する微妙な態度は、情報提供と対話の機会によるものと考えられる。存置派と廃止派の両方の見方を包括する態度は、他の人の意見を受容し理解している表れであると解釈できよう。しかし、これは上述の量的分析の信頼性を真つ向から損なうものではない。質的データには、参加者が主張し続けた結論、あるいは意見を変えたことの背景で何が起きたのかその全容がはっきりと表れている。事前調査では死刑に対する意見を5段階で答えることは容易な課題であったかもしれないが、事後調査ではより複雑で曖昧な課題となり、参加者に提示された5段階の選択肢は適切なものではなくなったと言っても間違いのないであろう。

グループ討議、専門家による講演、調査後のインタビューを含む一連の審議の過程で繰り返し議論されたのは、被害者の家族のために死刑を存置する必要があるという意見である。この議論は、存置派だけでなく、一部の廃止派にも理解できる意見として受け入れられていた。死刑を支持する最も一般的な理由は、調査前も調査後も「被害者の家族の気持ち」であった。

グループ討議では、参加者が討議するテーマに関して特に事前に用意されてはいなかった。そうした状況で、参加者は、死刑事件における被害者の家族への配慮不足についてかなりの時間をかけて議論していた。グループ討議の記録を見ると、参加者が被害者家族の視点に重点を置く一方で、犯罪者やその家族への配慮はまったくないことがわかる⁹⁹。参加者は犯罪者を「他人」と見なし、被害者を「私たち」の一人と捉えており、「常軌を逸脱した他人」は「私たちと同じようになるまで、社会化、社会復帰、治療の必要がある」（Young 1999: 5）、または死刑執行が必要である、と考えているように見受けられる。

他方で、多くの参加者が、刑事裁判に関して正しく理解していなかったことが明らかになった。判決における被害者の役割についてはっきりとした知識がなく、「被告人」と「犯罪者」の区別を理解していなかった。グループ討議と調査後のインタビューにおける参加者の発言を分析した結果からは、刑事裁判は「被告人」と「被害者」が争う戦場であるかのように考えていることが明らかになった。また参加者は、「犯罪者の権利」という言葉は理解できないとして、現行の刑事司法制度の下では「被害者の権利」が侵害されていると感じていた。「被告人には弁護士がつくのに、被害者には弁護士がつかないのはおかしい」と発言する参加者もいた。裁判とは、「被害者が正義を勝ち取る場」という意識が強く、また「正義」は被告人が有罪になることにかかっているという認識であった。参加者は、裁判を有罪無罪を裁く場、あるいは犯罪に対して判事が規範的な宣告を行う場としては考えていなかったのである。

⁹⁹ 討議中、唯一1人の参加者が、他の参加者に犯罪者の家族の立場になってみるように促した。

結論

本報告書の第2部では二つの結論が浮かび上がる。一つは、内閣府世論調査の結果は、日本における死刑への支持の高さを表しているが、細心の注意を払って解釈する必要があることである。もう一つは、死刑に対する国民の支持については、多面的な側面があることである。先述の三つの調査（調査Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）の結果は、日本国民のかんりの割合が死刑について確固たる意見を持っていないこと、死刑に対して強い支持を表明している人でさえも、新しい情報を得ることで自分の意見を変えることが明らかになった。従って、日本では存置派と廃止派の意見の相違は、一般に想像されているよりも微妙な違いなのである。日本の政府は、内閣府世論調査で引き出した世論の表面的な意見だけでなく、その真意を見る必要がある。調査による結果を社会指標として活用することは、民主主義社会において政府が国民の意見を知るために重要である。しかし、日本政府と司法が、世論を頼りに死刑存置を正当化し続けようとするのであれば、調査の結果が有効な証拠となるものでなければならぬ。同様に、死刑存置の理由に死刑の「抑止力」を論じ続けるのであれば、この問題に関して理論的な信条と国民の感に頼り続けるのではなく、学術的な独自の調査研究を実施すべきであろう。

第2部の参考文献

- Unnever, J. D., Cullen, F. T., & Roberts, J. V. (2005) 'Not everyone strongly supports the death penalty: assessing weekly held attitudes towards capital punishment'. *American Journal of Criminal Justice*, 29 (2), 187-216.
- 菊田幸一 『Q&A 死刑問題の基礎知識』明石書店、2004年
- 団藤重光 『死刑廃止論』有斐閣 2000年
- Dezhbakhsh, H., & Shepherd, M. (2006). 'The deterrent effect of capital punishment: evidence from a judicial experiment'. *Economic Inquiry*, 44, 512-525.
- 内閣府「死刑問題に関する世論調査 昭和31年4月」(1956年実施)
<http://www8.cao.go.jp/survey/s31/S31-04-31-01.html>
- 内閣府「死刑に関する世論調査 昭和42年6月」(1967年実施)
<http://www8.cao.go.jp/survey/s42/S42-06-42-04.html>
- 内閣府「犯罪と処罰とに関する世論調査 昭和50年5月」(1975年実施)
<http://www8.cao.go.jp/survey/s50/S50-05-50-03.html>
- 内閣府「犯罪と処罰とに関する世論調査 昭和55年6月」(1980年実施)
<http://www8.cao.go.jp/survey/s55/S55-06-55-05.html>
- 内閣府「犯罪と処罰とに関する世論調査 平成1年6月」(1989年実施)
<http://www8.cao.go.jp/survey/h01/H01-06-01-06.html>
- 内閣府「基本的法制度に関する世論調査 平成6年9月」(1994年実施)
<http://www8.cao.go.jp/survey/h06/H06-09-06-04.html>
- 内閣府「基本的法制度に関する世論調査 平成11年9月」(1999年実施)
<http://www8.cao.go.jp/survey/h11/houseido/index.html>
- 内閣府「基本的法制度に関する世論調査 平成16年12月」(2004年実施)
<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-houseido/index.html>
- 内閣府「基本的法制度に関する世論調査 平成21年12月」(2009年実施)
<http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-houseido/index.html>
- 永井迅「死刑制度に関する世論調査の結果を考える」2005年 Forum News 81-90
<http://www.jca.apc.org/stop-shikei/news.html>

- Nagin, Daniel S. and John V. Pepper (eds.). (2012) *Deterrence and the Death Penalty*, Washington D.C.: The National Academies Press.
- 日本弁護士連合会 「*Recommendations on the capital punishment system.*」 2002 年
http://www.nichibenren.or.jp/library/en/document/data/INT03_10_PS.pdf
- Fagan, J. (2006). Death and deterrence redux: science, law and causal reasoning on capital punishment. *The Ohio State Journal of Criminal Law*, 4, 255-321.
- 浜井浩一 「治安・犯罪対策の科学的根拠となる犯罪統計（日本版犯罪被害調査）の
開発」 2007 年、科学研究費補助金を得て日本学術振興会に提出された未発表
報告
- 浜井浩一 「The death penalty in Japan」 ジャパンエコー 2008 年 6 月 44～50
- Hood, R., & Hoyle, C. (2008). *The death penalty: A worldwide perspective* (4th ed.). Oxford,
UK: Oxford University Press.
- 保田時男・稲葉太一 「サンプルの抽出と代表性」 谷岡一郎、仁田道夫、岩井紀子編
『日本人の意識と行動 日本版総合的社会調査 JGSS による分析』東京大学
出版 2008 年、447～458 頁
- 本多則恵(2006). インターネット調査・モニター調査の特質—モニター型インター
ネット調査を活用するための課題、日本労働研究雑誌、48 号、32-410 頁
- 山内彩香 「回収率の低下、協力拒否の増加と対象者の意識」中央調査報 564、2004
年、中央調査社ホームページ <http://www.crs.or.jp/backno/old/No564/5643.htm>
- Young, J. (1999). *The exclusive society*. London, UK: Sage.

著者紹介

田鎖麻衣子氏は、弁護士で、NPO法人「監獄人権センター」事務局長。氏は、死刑囚の弁護を含む刑事施設における人権保護を専門とする。日本弁護士連合会の死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会副委員長(2009年より)、及び同連合会の刑事拘禁制度改革実現本部事務局次長(2005年より)を務める。

デイビッド・T・ジョンソン氏は、ハワイ大学社会学部の教授、*Law & Society Review*機関誌の共同編集者。氏の著作とし、「*The Japanese Way of Justice: Prosecuting Crime in Japan*」(オックスフォード大学出版、2002年)、「*The Next Frontier: National Development, Political Change, and the Death Penalty in Asia*」(オックスフォード大学出版、2009年、フランクリン・E・ジムリング氏と共著)、「孤立する日本の死刑」(現代人文社、2012年、田鎖麻衣子氏と共著)などがある。

佐藤舞氏は、Institute for Criminal Policy Research及びオックスフォード大学 Centre for Criminologyの研究者。氏の著作として、2013年春に*Measuring Tolerance for the Abolition of the Death Penalty: public opinion and the death penalty in Japan*」(スプリングー社、2013年春刊行予定)などがある。

ソール・レーフロインド氏、パヴェーイス・ジャバー氏は、The Death Penalty Project の共同創立者及び共同常任理事。両氏は、憲法及び国際人権法を専門とし、過去20年以上にわたり国際法廷及び国内裁判所にて死刑囚の弁護を行ってきた。英国外務省の死刑専門家グループのメンバーであり、中国、日本、台湾を含む数多くの死刑に関する国際会議に参加している。

The Death Penalty Project について

The Death Penalty Project は、20 年以上にわたり死刑に直面している者の人権を守る活動を行っている。本プロジェクトは、死刑が法的強制力のある刑罰として定められている全領域を活動範囲としているが、とりわけロンドンの枢密院司法委員会に上訴することのできる国、特にカリブ、アフリカ、アジアに位置する英連邦の国々を主な活動対象としている。

本プロジェクトは、国際最低基準に則して死刑適応の制限の推進、人権基準及び刑法の擁護と促進、死刑に直面している個人に対して無料で効果的な弁護の提供、死刑問題に関する認知度を高めることで死刑制度に関わる主な関係者とより深い熟議を推進することを主な目的としている。

男女に対する無料弁護の提供は、多数の誤審の発見及び訂正、公正な裁判の最低保証の推進、国内法違反の確率に欠かせないものとなっている。本プロジェクトはまた、死刑囚の代理として国際人権基準の違反を訴えるために、国連人権委員会、米州人権委員会、米州人権裁判所に数多くの申し立てをしてきた。

本プロジェクトの関わった事件の中で、カリブにおける死刑適用の制限に大きく貢献した重要事件は、*Pratt & Morgan 対ジャマイカ事件* [1994] 2 AC 1、*Lewis 対ジャマイカ事件* [2001] 2 AC 50、*Reyes 対イギリス事件*[2002] 2 AC 235、イギリス対 *Hughes 事件*[2002] 2 AC 259、*Fox 対イギリス事件* [2002] 2 AC 284、*Bowe & Davis 対イギリス事件* [2006] 1 WLR 1623 が挙げられる。その他の重要事件は、*Mutiso 対ケニア共和国事件* (Mombasa での控訴裁判所の判決、2010 年 7 月 30 日、ケニア共和国において殺人に対する絶対刑として死刑の廃止)、*ウガンダ共和国 対 Kigula et al. 事件* (ウガンダ最高裁の判決、21st January 2009 年 1 月 21 日、ウガンダ共和国において絶対刑として死刑と死刑囚の長い拘禁の廃止)、*Kafantayeni et al. 対 マラウイ共和国事件* (46 ILM 564 (2007)、マラウイ共和国において絶対刑として死刑の廃止)、*Boyce et al. 対バルバドス事件* (米州人権裁判所の判決、2007 年 11 月 20 日、保留条項、絶対刑として死刑、刑務所の状態が米州人権条約に違反)、*Cadogan 対バルバドス事件* (米州人権裁判所の判決、2009 年 9 月 24 日、絶対刑として死刑、及び精神医学的証拠の欠如が米州人権条約に違反)が挙げられる。

要旨

本報告書は、日本の死刑制度に関して二つの観点から考察する。一つ目は、国際人権法で守られている人権の基本原則に基づいた、死刑制度に関する原理論的なアプローチであり、二つ目は国民の多くが死刑を支持していることが死刑廃止の障害となっている、という議論について批判的に分析するものである。

本報告書の第1部では、日本が1979年に批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）及び1984年国連で採択された死刑に直面する者の権利の保護を保障するセーフガードの下での日本の義務と、日本における法律及び実務の間に顕在する乖離に焦点を当てる。改革に向けて下記のような多くの提言を行っている。

- 殺害の故意を伴わない犯罪を死刑適用の対象から除外する。
- 代用監獄制度を廃止し、公判前の拘禁に効果的な司法的統制を行う制度を導入するとともに、その期間を大幅に短縮する。
- 事実審及び上訴審における手続的保障を強化する。
- 死刑を言い渡されたすべての者に、再審請求段階を含むすべての段階で法的援助を提供することを含め、効果的かつ強制的な上訴の権利を与える。
- 公正かつ機能的な恩赦手続きへの全面的なアクセスを提供する。
- 再審又は恩赦の請求手続が係属中の事案は、死刑を執行しない。
- 死刑確定者の拘禁環境及び処遇を改善する。

本報告書の第2部では、内閣府の世論調査に見られる死刑に対する「国民の強い支持」と、より精緻な世論調査を行うことによって浮かび上がる死刑制度に関する国民のより複雑な感覚との間の相違点について明らかにする。そこでは下記の点が議論されている。

- 内閣府世論調査は、方法論的に深刻な問題がある。従って政府は内閣府の世論調査で明らかにされた世論が、表層的な意見であることを認識するべきである。
- 三つの独自の調査によって明らかになったことは、日本国民の相当数が死刑制度に関して揺らぎのない、あるいは確固とした意見を保持しているわけではない。
- 死刑存置を強く支持する者は、新たな情報を提供されることで、死刑制度に対する意見を変える場合が多い。
- 死刑制度とその抑止力について、その効果を信じる世論を鵜呑みにするのではなく独自の学術的な調査が必要である。

要するところ、本報告書は、日本政府及び司法が死刑制度の完全廃止に先立ち、現状の問題点について早急に改善する必要があることを示している。

要旨

本報告書は、日本の死刑制度に関して二つの観点から考察する。一つ目は、国際人権法で守られている人権の基本原則に基づいた、死刑制度に関する原理論的なアプローチであり、二つ目は国民の多くが死刑を支持していることが死刑廃止の障害となっている、という議論について批判的に分析するものである。

本報告書の第1部では、日本が1979年に批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）及び1984年国連で採択された死刑に直面する者の権利の保護を保障するセーフガードの下での日本の義務と、日本における法律及び実務の間に顕在する乖離に焦点を当てる。改革に向けて下記のような多くの提言を行っている。

- 殺害の故意を伴わない犯罪を死刑適用の対象から除外する。
- 代用監獄制度を廃止し、公判前の拘禁に効果的な司法的統制を行う制度を導入するとともに、その期間を大幅に短縮する。
- 事実審及び上訴審における手続的保障を強化する。
- 死刑を言い渡されたすべての者に、再審請求段階を含むすべての段階で法的援助を提供することを含め、効果的かつ強制的な上訴の権利を与える。
- 公正かつ機能的な恩赦手続きへの全面的なアクセスを提供する。
- 再審又は恩赦の請求手続が係属中の事案は、死刑を執行しない。
- 死刑確定者の拘禁環境及び処遇を改善する。

本報告書の第2部では、内閣府の世論調査に見られる死刑に対する「国民の強い支持」と、より精緻な世論調査を行うことによって明らかにされた死刑制度に関する国民のより複雑な感覚との間の相違点について明らかにする。そこでは下記の点が議論されている。

- 内閣府世論調査は、方法論的に深刻な問題がある。従って政府は内閣府の世論調査で明らかにされた世論が、表層的な意見であることを認識するべきである。
- 三つの独自の調査によって明らかになったことは、日本国民の相当数が死刑制度に関して揺らぎのない、あるいは確固とした意見を保持しているわけではない。
- 死刑存置を強く支持する者は、新たな情報を提供されることで、死刑制度に対する意見を変える場合が多い。
- 死刑制度とその抑止力について、その効果を信じる世論を鵜呑みにするのではなく独自の学術的な調査が必要である。

要するところ、本報告書は、日本政府及び司法が死刑制度の完全廃止に先立ち、現状の問題点について早急に改善する必要があることを示している。